

改正後	改正前
<p>(品名等の表示) 第七条の三 (略) 2 5 4 (略)</p> <p>5 深冷液化された高圧ガスを充てんする高圧容器、危険物を収納する圧力調整弁付き単一容器、液体の危険物を収納する組合せ容器及び液体の危険物を内蔵している容器であつて下向きにしてはならないものには、第三号の二様式の上向き表示を両側面に表示しなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる危険物を収納する容器については、この限りでない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>第七条の六 (略)</p> <p>(船内における危険物の充てん等の禁止) 第七条の七 船内において、小型容器、大型容器、IBC容器及びポータブルタンク(自動車等に積載する危険物の容器を含む。)(以下この条において「小型容器等」という。)には、危険物を充てんしてはならない。</p> <p>2 船内において、小型容器等からは危険物を放出してはならない。</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規則第十三条第三項の告示で定めるものは、別表第十三の品名の欄に掲げる物質であつて、肩文字「*」が付されているものとする。</p> <p>第十四条の二 規則第十四条の告示で定める危険物は、別表第一の特別</p>	<p>(品名等の表示) 第七条の三 (略) 2 5 4 (略)</p> <p>5 深冷液化された高圧ガスを充てんする高圧容器、危険物を収納する圧力調整弁付き単一容器及び液体の危険物を収納する組合せ容器には、第三号の二様式の上向き表示を両側面に表示しなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる危険物を収納する容器については、この限りでない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>第七条の六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第十四条の二 規則第十四条の告示で定める危険物は、別表第一の特別</p>

規定の欄にBK2が掲げられている危険物又は船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める危険物とする。

2 (略)

(危険物明細書の記載事項)

第十四条の三 (略)

一 (略)

イ〜ハ (略)

ニ 引火性液体類又は副次危険性等級が三の危険物であつて、引火点が摂氏六〇度以下のものを運送する場合にあつては、引火点ホ〜チ (略)

リ 別表第一の品名の欄に「(温度管理が必要なもの)」が掲げられている危険物又は自己加速重合温度が摂氏五〇度(ポータブルタンクに収納される場合にあつては、摂氏四五度)以下の危険物を運送する場合にあつては、管理温度及び非常温度

又 深冷液化された高圧ガスをポータブルタンクにより運送する場合にあつては、使用許容圧力保持時間が終了する日の日付

ル 規則第十二条第一号の規定によりIBC容器を用いて運送する場合にあつては、「表示の効力を失う前に危険物を収納したIBC容器」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「Transport in accordance with 4.1.2.2.2」の文字

ヲ 規則第十二号第一号の規定によりポータブルタンクを用いて運送する場合にあつては、「表示の効力を失う前に危険物を収納したポータブルタンク」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「Transport in accordance with 6.7.2.19.6.2」(火薬類、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、毒物類、腐食性物質又は有害性物質を運送する場合に限る。)、 「Transport

要件の欄にBK2が掲げられている危険物又は船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める危険物とする。

2 (略)

(危険物明細書の記載事項)

第十四条の三 (略)

一 (略)

イ〜ハ (略)

ニ 引火点が摂氏六〇度以下の危険物を運送する場合にあつては、引火点ホ〜チ (略)

リ 危険物の温度管理が必要な危険物を運送する場合にあつては、その旨

(新設)

又 規則第十二条第一号の規定によりIBC容器を用いて運送する場合にあつては、「表示の効力を失う前に危険物を収納したIBC容器」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「Transport in accordance with 4.1.2.2.2」の文字

ル 規則第十二号第一号の規定によりポータブルタンクを用いて運送する場合にあつては、「表示の効力を失う前に危険物を収納したポータブルタンク」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「Transport in accordance with 6.7.2.19.6.2」(火薬類、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、毒物類、腐食性物質又は有害性物質を運送する場合に限る。)、 「Transport i

t. in accordance with 6.7.4.14.6.2] (深冷液化された高圧ガスを運送する場合に限る。)若しくは「Transport in accordance with 6.7.3.15.6.2] (深冷液化された高圧ガス以外の高圧ガスを運送する場合に限る。)の文字

二 (略)

(小型容器)

第二十五条の四 (略)

2 (略)

3 本条、第二十五条の四の二又は第二十五条の五に掲げる要件のうち複数のものに適合する場合にあつては、第一項第六号の表示を二以上付すことができる。

(大型容器)

第二十五条の四の二 (略)

一七 (略)

八 設計の種類に応じ、次に掲げる表示が容易に消えない方法で付されていること。

イ・ロ (略)

2 本条、第二十五条の四又は第二十五条の五に掲げる要件のうち複数のものに適合する場合にあつては、前項第七号の表示を二以上付すことができる。

(IBC容器)

第二十五条の五 (略)

2 (略)

一 金属製IBC容器にあつては、次のイからトまでに掲げる要件に適合するものであること。

イ ト (略)

二 硬質プラスチック製IBC容器にあつては、次のイ及びロに掲げ

n accordance with 6.7.4.14.6.2] (深冷液化された高圧ガスを運送する場合に限る。)若しくは「Transport in accordance with 6.7.3.15.6.2] (深冷液化された高圧ガス以外の高圧ガスを運送する場合に限る。)の文字

二 (略)

(小型容器)

第二十五条の四 (略)

2 (略)

(新設)

(大型容器)

第二十五条の四の二 (略)

一七 (略)

八 設計の種類に応じ、次に掲げる表示が容易に消えない方法で表示されていること。

イ・ロ (略)

(新設)

(IBC容器)

第二十五条の五 (略)

2 (略)

一 金属製IBC容器

イ ト (略)

二 硬質プラスチック製IBC容器

る要件に適合するものであること。

イ・ロ (略)

三 プラスチック製内容器付複合IBC容器にあつては、第一号(ホを除く。)並びに第二号イに掲げる要件に適合するものであること。

四 フレキシブルIBC容器にあつては、次のイからホまでに掲げる要件に適合するものであること。

イホ (略)

五 ファイバ板製IBC容器及び木製IBC容器にあつては、第一号イ、ハ及びヘに掲げる要件に適合するものであること。

六 別記第一に掲げる表示を、耐腐食性の板に付し、容器に恒久的に取り付けること。

七 第六号様式の表示が容易に消えない方法で付されていること。

八 設計の種類に応じ、次に掲げる表示が容易に消えない方法で付されていること。

イ 積み重ねるように設計された容器 第六号の二様式

ロ イ以外の容器 第六号の三様式

3 本条、第二十五条の四又は第二十五条の五に掲げる要件のうち複数
のものに適合する場合にあつては、前項第七号の表示を一以上付すこ
とができる。

(削除)

イ・ロ (略)

三 プラスチック製内容器付複合IBC容器
第一号(ホを除く。)並びに第二号イに掲げる要件

四 フレキシブルIBC容器

イホ (略)

五 ファイバ板製IBC容器及び木製IBC容器
第一号イ、ハ及びヘに掲げる要件

(新設)

(新設)

(新設)

3 別記第一に掲げる表示を、耐腐食性の板に付し、容器に恒久的に取
り付けること。

4 第六号様式の表示が容易に消えない方法で付されていること。

発 出 総

発 出 症

別表第1 (別紙参照)

別表第1 (別紙参照)

備考1 品名については、第3条第2項によるほか、次の(1)から(5)までに定めるところによる。

備考1 品名については、第3条第2項によるほか、次の(1)から(5)までに定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(1)・(2) (略)

(3) 品名の欄中「備考1(3)の表に掲げられたもの」は、次の表の化学名の欄に掲げる有機過酸化化物とする。

(3) 品名の欄中「備考1(3)の表に掲げられたもの」は、次の表の化学名の欄に掲げる有機過酸化化物とする。

国連番号	品名	化学名		収納方法	管理温度	非常温度	備考
		日本語名	英語名				
3108	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
~							
3115	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3116	有機過酸化物D (固体) (温度管理が必要なもの)	ジミリスチルパーオキシジカーボネート ジノルブ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

国連番号	品名	化学名		収納方法	管理温度	非常温度	備考
		日本語名	英語名				
3108	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
~							
3115	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3116	有機過酸化物D (固体) (温度管理が必要なもの)	ジミリスチルパーオキシジカーボネート ジノルブ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ルノナノ イルパー オキサイ ド								
ジサクア ニツクア シドパー オキサイ ド (濃度が 72質量% 以下のも のであつ て、28質 量%以上 の水を含 むものに 限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

ルノナノ イルパー オキサイ ド								
ジサクア ニツクア シドパー オキサイ ド (濃度が 72質量% 以下のも のであつ て、28質 量%以上 の水を含 むものに 限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジ-(4-タ ーシヤリ ーアチル シクロヘ キシル) パーオキ シジカー ボネート (濃度が 42質量% 以上)	DI-(4-tert- BUTYL CYCLOHEX YL) PEROXYDI CARBONAT E	OP7	+35 °C	+40 °C				

		その他の化学名	(略)					
3117	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3118	有機過酸化物E (固体) (温度管理が必要なもの)	タージヤリーパーオキシ-2-エチルヘキサノエート (濃度が52質量%以下のもの)であって、48質量%以上の固体希釈剤を含むものに	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		その他の化学名	(略)					
3117	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3118	有機過酸化物E (固体) (温度管理が必要なもの)	タージヤリーパーオキシ-2-エチルヘキサノエート (濃度が52質量%以下のもの)であって、48質量%以上の固体希釈剤を含むものに	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ターシャ リーゾチ ルパーオ キシネオ デカノエ ート (濃度が 42質量% 以下のも のであつ て、水中 で分散安 定化し、 凍結させ たものに 限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジ-(4-タ ーシャリ ーゾチル シクロヘ キシル) パーオキ シジカー ボネート (濃度が 42質量% 以下のも)	DI-(4-te rt-BUTYL CYCLOHEX YL) PEROX YDICARBO NATE ($\leq 42\%$ a s a past e)	0P8	$+35$ $^{\circ}\text{C}$	$+40$ $^{\circ}\text{C}$		

ターシャ リーゾチ ルパーオ キシネオ デカノエ ート (濃度が 42質量% 以下のも のであつ て、水中 で分散安 定化し、 凍結させ たものに 限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)						

		以下のものではあつて、ペー スト状にしたもの に限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	その他の 化学名	(略)	ターシヤ リアミ ルパーオ キシネオ デカノエ ート (濃度が 47質量% 以下のも のであつ て、53質 量%以上 の希釈剤 Aを含む ものに限 る。)	有機過酸 化物F (液体) (温度管 理が必要 なもの)	3119

		以下のものではあつて、ペー スト状にしたもの に限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	その他の 化学名	(略)	ターシヤ リアミ ルパーオ キシネオ デカノエ ート (濃度が 47質量% 以下のも のであつ て、53質 量%以上 の希釈剤 Aを含む ものに限 る。)	有機過酸 化物F (液体) (温度管 理が必要 なもの)	3119

ルパーオ キシ-2- エチルヘ キサノエ ート (濃度が 32質量% 以下のも のであつ て、68質 量%以上 の希釈剤 Bを含む ものに限 る。)									
ターシヤ リーゾチ ルパーオ キシネオ デカノエ ート (濃度が 52質量% 以下のも のであつ て、水中 で分散安 定化した ものに限	(略))	(略))	(略))	(略))	(略)

ルパーオ キシ-2- エチルヘ キサノエ ート (濃度が 32質量% 以下のも のであつ て、68質 量%以上 の希釈剤 Bを含む ものに限 る。)									
ターシヤ リーゾチ ルパーオ キシネオ デカノエ ート (濃度が 52質量% 以下のも のであつ て、水中 で分散安 定化した ものに限	(略))	(略))	(略))	(略))	(略)

ターシヤ リーゾチ ルパーオ キシピバ レート (濃度が 27質量% 以下のも のであつ て、73質 量%以上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ターシヤ リーゾチ ルパーオ キシピバ レート (濃度が 27質量% 以下のも のであつ て、73質 量%以上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ターシヤ リーゾチ ルパーオ キシピバ レート (濃度が 27質量% 以下のも のであつ て、73質 量%以上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ターシヤ リーゾチ ルパーオ キシピバ レート (濃度が 27質量% 以下のも のであつ て、73質 量%以上	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

の希釈剤 Bを含む ものに限 る。)					
クミルパ ーオキシ ネオデカ ノエート (濃度が 52質量% 以下のも のであつ て、水中 で分散安 定化した ものに限 る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジー(4-タ ーシヤリ ーブチル シクロヘ キシル) パーオキ シジカー ボネート (濃度が 42質量%)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

の希釈剤 Bを含む ものに限 る。)					
クミルパ ーオキシ ネオデカ ノエート (濃度が 52質量% 以下のも のであつ て、水中 で分散安 定化した ものに限 る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジー(4-タ ーシヤリ ーブチル シクロヘ キシル) パーオキ シジカー ボネート (濃度が 42質量%)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

以下のものであつて、水中で分散安定化したものに限る。)					
ジゼチル パーオキ シジカー ボネート (濃度が 42質量% 以下のも のであつ て、水中 で分散安 定化した ものに限 る。)	(略)) (略)) (略)) (略)) (略)
ジシクロ ヘキシル パーオキ シジカー ボネート (濃度が 42質量% 以下のも	(略)) (略)) (略)) (略)) (略)

以下のものであつて、水中で分散安定化したものに限る。)					
ジゼチル パーオキ シジカー ボネート (濃度が 42質量% 以下のも のであつ て、水中 で分散安 定化した ものに限 る。)	(略)) (略)) (略)) (略)) (略)
ジシクロ ヘキシル パーオキ シジカー ボネート (濃度が 42質量% 以下のも	(略)) (略)) (略)) (略)) (略)

のであつて、水中で分散安定化したものに限る。)					
3-ヒドロキシ-1,1-メチルブチルパ-オキシネオデカノエ-ート(濃度が52質量%以下のものであつて、水中で分散安定化したものに限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジ-(2-エチルヘキシル)パ-オキシジカーボネ-ート	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

のであつて、水中で分散安定化したものに限る。)					
3-ヒドロキシ-1,1-メチルブチルパ-オキシネオデカノエ-ート(濃度が52質量%以下のものであつて、水中で分散安定化したものに限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジ-(2-エチルヘキシル)パ-オキシジカーボネ-ート	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(濃度が62質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。)					
ジイソブ チリルパ ーオキサ イド (濃度が 42質量% 以下のも のであつ て、水中 で分散安 定化した ものに限 る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジミリス チルパー オキシジ カーボネ ート (濃度が	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(濃度が62質量%以下のものであって、水中で分散安定化したものに限る。)					
ジイソブ チリルパ ーオキサ イド (濃度が 42質量% 以下のも のであつ て、水中 で分散安 定化した ものに限 る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジミリス チルパー オキシジ カーボネ ート (濃度が	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

42質量%以下のもの であつて、水中 で分散安定化した ものに限る。)					
ジ- (3, 5, 5-トリメ チルヘキ サノイル) パーオ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジ- (3, 5, 5-トリメ チルヘキ サノイル) パーオ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

42質量%以下のもの であつて、水中 で分散安定化した ものに限る。)					
ジ- (3, 5, 5-トリメ チルヘキ サノイル) パーオ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジ- (3, 5, 5-トリメ チルヘキ サノイル) パーオ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>キサイド (濃度が 38質量% 以下のも のであつ て、62質 量%以上 の希釈剤 Aを含む ものに限 る。)</p>													
<p>ジ-(3,5, 5-トリメ チルヘキ サノイル)パーオ キサイド (濃度が 38質量% を超え52 質量%未 満のもの であつて 、48質量 %以上の 希釈剤A を含むも のに限る 。)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)								

		1, 1, 3, 3-テトラメチルパーオキシネオデカノエート (濃度が52質量%以下のものであつて、水中で分散安定化したものに限る。)	(略)	OP8	(略)	(略)	(略)	(略)
		その他の化学名	(略)					
3120	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1～4 (略)

5 備考の欄に掲げる数字の意義は、次に定めるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 副次危険性等級1を示す副標札を付すこと。

		1, 1, 3, 3-テトラメチルパーオキシネオデカノエート (濃度が52質量%以下のものであつて、水中で分散安定化したものに限る。)	(略)	OP8, N	(略)	(略)	(略)	(略)
		その他の化学名	(略)					
3120	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1～4 (略)

5 備考の欄に掲げる数字の意義は、次に定めるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 副次危険性等級1を示す副標札又は副標識を付さなければならぬこと。

(4)～(12) (略)

(13) 副次危険性等級 8 を示す副標札を付すこと。

(14)～(17) (略)

(18) 濃度が80質量%未満のものにあつては、副次危険性等級 8 を示す副標札を付すことを要しない。

(19)～(26) (略)

(27) 濃度が56%を超えるものには、副次危険性等級 8 を示す副標札を付すこと。

(28)～(31) (略)

- (4) (略)
- (5) 殺虫殺菌剤類の化学名
(イ) 引火性液体類

国連 番号	品名	化学名	
		日本語名	英語名
2758	(略)	(略)	(略)
～			
2772	(略)	(略)	(略)
2778	水銀殺虫殺菌剤 類 ^P (液体)	(略)	(略)

(4)～(12) (略)

(13) 副次危険性等級 8 を示す副次危険性標札又は副標識を付さなければならぬこと。

(14)～(17) (略)

(18) 濃度が80質量%未満のものにあつては、副次危険性等級 8 を示す副次危険性標札又は副標識を付すことを要しないこと。

(19)～(26) (略)

(27) 濃度が56%を超えるものには、副次危険性等級 8 を示す副次危険性標札又は副標識を付さなければならぬこと。

(28)～(31) (略)

- (4) (略)
- (5) 殺虫殺菌剤類の化学名
(イ) 引火性液体類

国連 番号	品名	化学名	
		日本語名	英語名
2758	(略)	(略)	(略)
～			
2772	(略)	(略)	(略)
2778	水銀殺虫殺菌剤 類 ^P (液体)	(略)	(略)

	(引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	(略)	(略)
2780	(略)	(略)	(略)
2784	(略)	(略)	(略)
2787	有機スズ系殺虫殺菌剤類 ^p (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
3021	(略)	(略)	(略)
3024	(略)	(略)	(略)

(甲) (略)

	(引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	(略)	(略)
2780	(略)	(略)	(略)
2784	(略)	(略)	(略)
2787	有機スズ系殺虫殺菌剤類 ^p (液体) (引火性かつ毒性のもの) (引火点が23℃未満のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
3021	(略)	(略)	(略)
3024	(略)	(略)	(略)

(乙) (略)

<p>備考 2 品名に化学名が明示されていない場合及び同一の品名に対して複数の等級、隔離区分又は容器等級が掲げられている場合は、(1)から(8)までに掲げる判定基準により、その分類若しくは項目に該当するかどうかを判断し、等級、隔離区分、容器等級又はタイプ(自己反応性物質、有機過酸化物及び環境有害物質に限る。)を判定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高压ガス</p> <p>(i) 次のイ又はロに該当する気体の物質は、引火性高压ガスに該当する。ただし、<u>ISO 10156 : 2017</u>に規定される引火性判定方法によるものとする。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>(ii) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 空気よりも激しく他の物質を燃焼させ、又は燃焼を助長するもの(ただし、<u>ISO 10156 : 2017</u>に規定される酸化性判定方法によるものとする。)</p> <p>(iii) (略)</p> <p>(3)~(8) (略)</p> <p>備考 3~5の2 (略)</p> <p>備考 6 容器の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 小型容器又は高压容器の欄に掲げる記号</p> <p>(i) 掲げられた記号に及び、次の要件に適合する容器を示す。</p> <p>P001・P002 (略)</p> <p>P003</p>	<p>備考 2 品名に化学名が明示されていない場合及び同一の品名に対して複数の等級、隔離区分又は容器等級が掲げられている場合は、(1)から(8)までに掲げる判定基準により、その分類若しくは項目に該当するかどうかを判断し、等級、隔離区分、容器等級又はタイプ(自己反応性物質、有機過酸化物及び環境有害物質に限る。)を判定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高压ガス</p> <p>(i) 次のイ又はロに該当する気体の物質は、引火性高压ガスに該当する。ただし、<u>ISO 10156 : 1996</u>に規定される引火性判定方法によるものとする。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>(ii) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 空気よりも激しく他の物質を燃焼させ、又は燃焼を助長するもの(ただし、<u>ISO 10156 : 1996</u>又は<u>ISO 10156-2 : 2005</u>に規定される酸化性判定方法によるものとする。)</p> <p>(iii) (略)</p> <p>(3)~(8) (略)</p> <p>備考 3~5の2 (略)</p> <p>備考 6 容器の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとす。</p> <p>(1) 小型容器又は高压容器の欄に掲げる記号</p> <p>(i) 掲げられた記号に及び、次の要件に適合する容器を示す。</p> <p>P001・P002 (略)</p> <p>P003</p>
--	--

(略)
注 1 (略)
2 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
PP16～PP20 (略)
PP32 国連番号が2857、3358及び堅牢な構造を有する国連番号が3164の危険物に関しては、木枠又は適切なオーバーパッキングに収納して運送するときには無外装で運送することができる。
PP90・PP91 (略)
PP96 国連番号が2037の危険物 (廃棄物として運送される小型ガスボンベに限る。) に関して、 <u>危険な雰囲気</u> の形成及び圧力上昇を防止するため、 <u>適切に換気しなければならぬ</u>
PP100 (略)
P004～P206 (略)
P207
(略)
注 1・2 (略)
3 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
PP87 国連番号が1950の危険物 (廃棄物として運送

(略)
注 1 (略)
2 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
PP16～PP20 (略)
PP32 国連番号が2857、3358の危険物に関しては、木枠又は適切なオーバーパッキングに収納して運送するときには無外装で運送することができる。
PP90・PP91 (略) (新設)
PP100 (略)
P004～P206 (略)
P207
(略)
注 1・2 (略)
3 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
PP87 国連番号が1950の危険物 (廃棄物として運送

されるエアゾールに限る。) に関して、輸送中に液体が漏れないように容器内に保持する手段を講じなければならぬ。危険な雲囲気の形成及び圧力上昇を防止するため、適切に換気しなければならない。

P208～P302 (略)

P400

(略)

- 注 1 ガラス製容器又は金属製容器を内装容器として使用する場合は、個々の内装容器を充分な量の不燃性の緩衝吸収材で包み、かつ、次の要件に適合する金属缶に入れなければならない。
- (1) ガスケットにより密封したネジ式閉鎖具又は 運送中の衝撃及び振動による不具合若しくは 緩みを防止できる閉鎖具を有すること。
- (2) (略)
- 2 金属缶を内装容器として使用する場合は、当該内装容器は次の要件に適合しなければならない。
- (1) ガスケットにより密封したネジ式閉鎖具又は 運送中の衝撃及び振動による不具合若しくは 緩みを防止できる閉鎖具を有すること。
- (2)～(4) (略)
- 3 (略)
- 4 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

限る。) に関して、輸送中に液体が漏れないように容器内に保持する手段を講じなければならない。引火性の環境及び圧力上昇を防止するため、適切に換気しなければならない。

P208～P302 (略)

P400

(略)

- 注 1 ガラス製容器又は金属製容器を内装容器として使用する場合は、個々の内装容器を充分な量の不燃性の緩衝吸収材で包み、かつ、次の要件に適合する金属缶に入れなければならない。
- (1) ガスケットを施したネジ式閉鎖具を有すること。
- (2) (略)
- 2 金属缶を内装容器として使用する場合は、当該内装容器は次の要件に適合しなければならない。
- (1) ガスケットを施したネジ式閉鎖具を有すること。
- (2)～(4) (略)
- 3 (略)
- 4 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

PP86 国連番号が3392及び3394の危険物に関しては、窒素による置換又は他の方法により内部の空間から空気を除去すること。

P401～P403 (略)

P404			
内装容器の種類	内装容器の許容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
IA1、IA2、IB1、IB2、IN1、IN2、3A1、3A2、 <u>3B1又は3B2</u>			150kg (総重量)
(略)			

注 1 内装容器に金属製容器を使用する場合は、内装容器はネジ式閉鎖具又は運送中の衝撃及び振動による不具合若しくは緩みを防止できる閉鎖具付きのものとし、かつ、気密に密封しなければならぬ。

2 内装容器にガラス製容器を使用する場合には、ガスケットにより密封したネジ式閉鎖具又は運

PP86 国連番号が3392及び3394の危険物に関しては、窒素による置換又は他の方法により、内部の空間から空気を除去すること。

P401～P403 (略)

P404			
内装容器の種類	内装容器の許容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容質量
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
IA1、IA2、IB1、IN1、IN2、3A1、3A2、 <u>3B1、3B2、6HA1又は6HB1</u>			150kg (総重量)
(略)			

注 1 内装容器に金属製容器を使用する場合は、内装容器はネジ式閉鎖具付きのものとし、かつ、気密に密封しなければならぬ。

2 内装容器にガラス製容器を使用する場合には、当該ガラス製容器はガスケットにより密封し、こ

送中の衝撃及び振動による不具合若しくは緩みを防止できる閉鎖具を十分な量の緩衝材で包み金属製の外装容器に入れ、かつ、当該外装容器を密封しなければならぬ。

3 (略)

P405～P620 (略)

P621	内装容器の種類	内装容器の許容量又は許容量	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容量
	類	容	類	容
Y				

P622	内装容器の種類	内装容器の許容量又は許容量	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容量
	類	容	類	容
Y				

P650・P800 (略)

P801	内装容器の種類	内装容器の許容量	外装容器の種類	外装容器の許容量
	類	容	類	容

れを十分な量の緩衝材で包み金属製の外装容器に入れ、かつ、当該金属製の外装容器を気密に密封しなければならぬ。

3 (略)

P405～P620 (略)

P621	内装容器の種類	内装容器の許容量又は許容量	外装容器の種類	外装容器の許容量又は許容量
	類	容	類	容
Y				

(新設)

P650・P800 (略)

P801	内装容器の種類	内装容器の許容量	外装容器の種類	外装容器の許容量
	類	容	類	容

類	容量又は許 容量	類	容量又は許 容量
適当な硬質の外装容器、木製クレート又はパレット			
<u>ステンレス鋼製又はプラスチック製の箱（中古の蓄電池を収納する場合に限る。）</u>			
注 1～6 (略)			
7 <u>電池を収納する容器は、通常の運送状態において電池から電解液が漏えいした場合にあつても、当該容器から電解液の漏えいを防止するための措置が講じられたものであること。</u>			
8 <u>ステンレス鋼製又はプラスチック製の箱を使用する場合には、次の要件に適合しなければならぬ。</u>			
(1) <u>箱は、耐酸性又は耐アルカリ性のものであること。</u>			
(2) <u>箱の高さ以上に蓄電池を収納しないこと。</u>			
(3) <u>箱の外表面に電解液が付着していないこと。</u>			
(4) <u>収納物が箱から落下しないよう措置を講じること。</u>			
P802～P902 (略)			
P903			
内装容器の種類	内装容器の許 容量又は許 容量	外装容器の種類	外装容器の許 容量又は許 容量

類	容量又は許 容量	類	容量又は許 容量
適当な硬質の外装容器、木製クレート又はパレット			
(新設)			
注 1～6 (略)			
7 <u>中古の蓄電池は、漏えいした液体をためることができるとステンレス鋼製又はプラスチック製の蓄電池用の箱に無包装で収納して運送できる。</u>			
(新設)			
P802～P902 (略)			
P903			
内装容器の種類	内装容器の許 容量又は許 容量	外装容器の種類	外装容器の許 容量又は許 容量

(略)	<p>強固な容器、囲い又はパレット^{注4}（総質量が12kg以上であって、強固で耐衝撃性の筐体を有する電池又は組電池に限る。）</p>
注 1	<p><u>単電池又は組電池</u>が装置と共に収納されている場合には、IA2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1又は4H2（容器等級がⅡの危険物を収納することができるもの。）に収納し、装置とともに外装容器に入れるか、<u>単電池又は組電池</u>を完全に覆う小型容器に入れて、装置とともにIA2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1又は4H2（容器等級がⅡの危険物を収納することができるもの。）に収納するものとする。装置は、不慮の移動を防止するために固定されることとする。</p>
2	<p><u>装置に組み込まれた単電池又は組電池</u>にあっては、当該装置を不慮の作動が防止できるような強固な容器に収納して運送しなければならない。この場合にあつては、容器検査は必要としない。<u>大型装置に組み込まれた単電池又は組電池</u>であつて、当該大型装置によって保護されるものにあつては、無包装又はパレットより運送することができる。<u>危険な熱を発生しない無線自動識別（RFID）装置、時計及び温度測定器等は</u>、強固な外装容器に入れ起動した状態で運送す</p>

(略)	<p>強固な容器、囲い又はパレット^{注4}（総質量が12kg以上であって、強固で耐衝撃性の外部包装を有する電池又は組電池に限る。）</p>
注 1	<p><u>セル又はバッテリー</u>が装置と共に収納されている場合には、IA2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1又は4H2（容器等級がⅡの危険物を収納することができるもの。）に収納し、装置とともに外装容器に入れるか、<u>セル又はバッテリー</u>を完全に覆う小型容器に入れて、装置とともにIA2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1又は4H2（容器等級がⅡの危険物を収納することができるもの。）に収納するものとする。装置は、不慮の移動を防止するために固定されることとする。</p>
2	<p><u>セル及びバッテリー</u>が装置内に収納されている場合には、当該装置は、不慮の作動が防止できるような強固な容器に収納して運送されなければならない。この場合にあつては、容器検査は必要としない。<u>大型装置は、内蔵するセル及びバッテリーを同等に保護</u>できるのであれば、無包装又はパレットより運送することができる。<u>熱の発生により危険な状況を生じない電波方式認識（RFID）、時計及び温度測定器等は</u>、強固な外装容器に入れ起動した状態で運送すること</p>

ることができる。

3 単電池若しくは組電池及び装置に組み込まれた

単電池若しくは組電池を同一の外装容器に収納
する場合には、以下の要件に適合するこ
と。

(1) 小型容器に収納された単電池若しくは組電池
及び装置に組み込まれた単電池若しくは組電
池を収納する外装容器は、IA2、IB2、IN2、I
H2、ID、IG、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4N、4
C1、4C2、4D、4F、4G、4H1又は4H2（容器等
級がIIの危険物を収納することができるもの
）を使用すること。

(2) IA2、IB2、IN2、IH2、ID、IG、3A2、3B2、3H
2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1
又は4H2（容器等級がIIの危険物を収納する
ことができるもの。）に収納された単電池若
しくは組電池及び装置に組み込まれた単電池
若しくは組電池を収納する外装容器は、不慮
の作動を防止できる強固なものであること。
なお、外装容器は、容器検査を必要としない

(3) 外装容器を使用する場合には、装置（
単電池又は組電池が組み込まれたものに限る
）を外装容器内で固定すること。

(4) 危険な熱を発生しない無線自動識別（RFID）
装置、時計及び温度測定器等は、強固な容器
に入れ起動した状態で運送することができる

4 単電池又は組電池は、短絡を防止できるものと

ができる。

(新設)

3 セル及びバッテリーは、短絡を防止できるもの

する。
5 (略)

P904～P907 (略)

P908

(略)

- 注 1 (略)
- 2 それぞれの内装容器は、不燃性及び非電導性を有する十分な量の断熱材によって囲わなければならない。
- 3・4 (略)
- (削除)
- 5 (略)
- 6 (略)

P909

(略)

- 注 1～3 (略)
- 4 容器の容量及びその使用目的に適合して適切に設計され十分な強度を有し、適切な材料で製造された強固な外装容器は、強固で耐衝撃性の筐体を有する総質量12kg以上の単電池又は組電池のために使用できる。なお、容器検査を必要としない。

とする。
4 (略)

P904～P907 (略)

P908

(略)

- 注 1 (略)
- 2 それぞれの内装容器は、不燃性であって、かつ、非電導性の十分な量の断熱材で囲わなければならない。
- 3・4 (略)
- 5 不燃性であること。
- 6 (略)
- 7 (略)

P909

(略)

- 注 1～3 (略)
- 4 容器の容量及びその使用目的に適合して適切に設計され十分な強度を有し、適切な材料で製造された強固な外装容器は、強固で耐衝撃性の外装を有する総質量12kg以上の単電池又は組電池のために使用できる。なお、容器検査を必要としない。

5・6 (略)

P910

(略)

注 1 (略)

2 単電池又は組電池（装置と共に収納されたものを含む。）は、次の要件に従った容器に収納するものとする。

(1) (略)

(2) それぞれの内装容器は、不燃性及び非電導性を有する十分な量の断熱材によって完全に囲われたものであること。

(3) (略)

(削除)

(4) (略)

3 単電池及び組電池が装置内に収納されている場合には、次の要件に従った容器に収納するものとする。

(1)・(2) (略)

(削除)

4・5 (略)

P911 (略)

(ii) (略)

(2) 大型容器の欄に掲げる記号

(i) 掲げられた記号に応じ、次の要件に適合する容器を示す。

5・6 (略)

P910

(略)

注 1 (略)

2 単電池又は組電池（装置と共に収納されたものを含む。）は、次の要件に従った容器に収納するものとする。

(1) (略)

(2) それぞれの内装容器は、不燃性であつて、かつ、非電導性の十分な量の断熱材で完全に囲われたものであること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

3 単電池及び組電池が装置内に収納されている場合には、次の要件に従った容器に収納するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 不燃性であること。

4・5 (略)

P911 (略)

(ii) (略)

(2) 大型容器の欄に掲げる記号

(i) 掲げられた記号に応じ、次の要件に適合する容器を示す。

LP01～LP102 (略)

LP200

(略)

注 1 容器等級Ⅱの要件に適合するものでなければなら
ない。

2 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定める
とおりとする。

L2 国連番号が1950及び2037の危険物を廃棄物とし
て運送する場合は、以下の要件に適合すること
。

(1) 容器は、通常の運送状態において、危険な移
動及び偶発的噴射を防止するよう設計及び製
造されなければならない。

(2) 危険な蒸気形成及び圧力上昇を防止する
ため、適切に換気しなければならない。ただ
し、国連番号が1950の危険物を廃棄物として
運送する場合には、封入された液体の漏えい
を防ぐための措置を講じること。

LP621 (略)

LP622

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類
㍉		

LP01～LP102 (略)

LP200

(略)

注 1 容器等級Ⅱの要件に適合するものでなければな
らない。

(新設)

L2 容器は、通常の運送状態において、エアゾー
ルの危険な移動及び偶発的噴射を防止するよ
うに設計及び製造されなければならない。国
連番号が1950の危険物（廃棄エアゾールに限
る。）に関して、運送中に液体が漏れないよ
うに容器内に保持する手段を講じなければな
らない。引火性の環境及び圧力上昇を防止す
るため、適切に換気しなければならない。

LP621 (略)

(新設)

LP902～LP906 (略)

(ii) (略)

(3) IBC容器の欄に掲げる記号

(i) 掲げられた記号に並び、次の要件に適合する容器を示す

IBC01～IBC100 (略)

IBC520						
国連 番号	品名	化学名	IBC容器 の種類	許容 容量 (リ ット ル)	管理 温度 (°C)	非常 温度 (°C)
3109	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3110	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3119	有機過酸化 物F (液体) (温度管理 が必要なもの)	ターシヤリ ーアミルパ ーオキシ-2 -エチルヘ キサノエー ト (濃度が62 質量%以下)	(略)	(略)	(略)	(略)

LP902～LP906 (略)

(ii) (略)

(3) IBC容器の欄に掲げる記号

(i) 掲げられた記号に並び、次の要件に適合する容器を示す

IBC01～IBC100 (略)

IBC520						
国連 番号	品名	化学名	IBC容器 の種類	許容 容量 (リ ット ル)	管理 温度 (°C)	非常 温度 (°C)
3109	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3110	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3119	有機過酸化 物F (液体) (温度管理 が必要なもの)	ターシヤリ ーアミルパ ーオキシ-2 -エチルヘ キサノエー ト (濃度が62 質量%以下)	(略)	(略)	(略)	(略)

であって、希釈剤Aを含有するもの)				
ターシヤリーアミルパーオキシピバレート (濃度が32質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの)	(略)	(略)	(略)	(略)
ターシヤリーアミルパーオキシピバレート (濃度が42質量%以下であって、安定な水分散体としたもの)	31HAI	1000	0	10
ターシヤリーアミルパーオキシピバレート (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

であって、希釈剤Aを含有するもの)				
ターシヤリーアミルパーオキシピバレート (濃度が32質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)				
ターシヤリーアミルパーオキシピバレート (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

-エチルヘキサノエート (濃度が32質量%以下であって、希釈剤Bを含有するもの)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
ターシヤリーゾチルパ一オキシピバレート (濃度が27質量%以下であって、希釈剤Bを含有するもの)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
ターシヤリーゾチルパ一オキシピバレート (濃度が42質量%以下であって、希釈剤Aを含有するもの)	31HA1	1000	10	15
	31A	1250	10	15

-エチルヘキサノエート (濃度が32質量%以下であって、希釈剤Bを含有するもの)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
ターシヤリーゾチルパ一オキシピバレート (濃度が27質量%以下であって、希釈剤Bを含有するもの)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)				

<u>②</u>				
ジ (4-ター ンヤリー ンチルシ クロ ヘキシ ル) パーオキ シ ジカーボ ネ ート (濃度が42 質量%以下 であって、 安定な水分 散体とした もの)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジセチル パ ーオキシ ジ カーボ ネ ート (濃度が42 質量%以下 であって、 安定な水分 散体とした もの)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジミリス チ ルパーオ キシ ジ ジカーボ	(略)	(略)	(略)	(略)

ジ (4-ター ンヤリー ンチルシ クロ ヘキシ ル) パーオキ シ ジカーボ ネ ート (濃度が42 質量%以下 であって、 安定な水分 散体とした もの)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジセチル パ ーオキシ ジ カーボ ネ ート (濃度が42 質量%以下 であって、 安定な水分 散体とした もの)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジミリス チ ルパーオ キシ ジ ジカーボ	(略)	(略)	(略)	(略)

ネット (濃度が42 質量%以下 であって、 安定な水分 散体とした もの)				
ジ (3, 5, 5- トリメチル ヘキサノイ ル) パーオ キサイド (濃度が52 質量%以下 であって、 希釈剤Aを 含有するも の)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジイソブチ ルパーオキ サイド (濃度が28 質量%以下 であって、 安定な水分 散体とした もの)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

ネット (濃度が42 質量%以下 であって、 安定な水分 散体とした もの)				
ジ (3, 5, 5- トリメチル ヘキサノイ ル) パーオ キサイド (濃度が52 質量%以下 であって、 希釈剤Aを 含有するも の)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジイソブチ ルパーオキ サイド (濃度が28 質量%以下 であって、 安定な水分 散体とした もの)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

ジイソゾチ ルパーオキ サイド (濃度が42 質量%以下 であって、 安定な水分 散体とした もの)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ターシヤリ ーゾチルパ ーオキシネ オデカノエ ート (濃度が32 質量%以下 であって、 希釈剤Aを 含有するも の)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ターシヤリ ーゾチルパ ーオキシネ オデカノエ ート (濃度が42 質量%以下 であって、	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ジイソゾチ ルパーオキ サイド (濃度が42 質量%以下 であって、 安定な水分 散体とした もの)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ターシヤリ ーゾチルパ ーオキシネ オデカノエ ート (濃度が32 質量%以下 であって、 希釈剤Aを 含有するも の)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ターシヤリ ーゾチルパ ーオキシネ オデカノエ ート (濃度が42 質量%以下 であって、	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

安定な水分 散体とした もの)				
ターシヤリ ーグチルパ ーオキシネ オデカノエ ート (濃度が52 質量%以下 であつて、 安定な水分 散体とした もの)	(略)	(略)	(略)	(略)
クミルパー オキシネオ デカノエー ト (濃度が52 質量%以下 であつて、 安定な水分 散体とした もの)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジ (2-エチ ルヘキシル) パーオキ	(略)	(略)	(略)	(略)

安定な水分 散体とした もの)				
ターシヤリ ーグチルパ ーオキシネ オデカノエ ート (濃度が52 質量%以下 であつて、 安定な水分 散体とした もの)	(略)	(略)	(略)	(略)
クミルパー オキシネオ デカノエー ト (濃度が52 質量%以下 であつて、 安定な水分 散体とした もの)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジ (2-エチ ルヘキシル) パーオキ	(略)	(略)	(略)	(略)

シジカーボ ネート (濃度が62 質量%以下 であって、 安定な水分 散体とした もの)				
	(略)	(略)	(略)	(略)
ジ(2-ネオ デカニルパ ーオキシイ ソプロピル)ベンゼン (濃度が42 質量%以下 であって、 安定な水分 散体とした もの)	(略)	(略)	(略)	(略)
3-ハイドロ キシ-1,1- ジメチルブ チルパーオ キシデオデ カノエート (濃度が52 質量%以下 であって、	(略)	(略)	(略)	(略)

シジカーボ ネート (濃度が62 質量%以下 であって、 安定な水分 散体とした もの)				
	(略)	(略)	(略)	(略)
ジ(2-ネオ デカニルパ ーオキシイ ソプロピル)ベンゼン (濃度が42 質量%以下 であって、 安定な水分 散体とした もの)	(略)	(略)	(略)	(略)
3-ハイドロ キシ-1,1- ジメチルブ チルパーオ キシデオデ カノエート (濃度が52 質量%以下 であって、	(略)	(略)	(略)	(略)

安定な水分 散体とした もの)				
ジ (3, 5, 5- トリメチル ヘキサノイ ル) パーオ キサイド (濃度が52 質量%以下 であって、 安定な水分 散体とした もの)	(略)) (略)) (略)) (略)
1, 1, 3, 3-テ トラメチル ブチルパー オキシネオ デカノエー ト (濃度が52 質量%以下 であって、 安定な水分 散体とした もの)	(略)) (略)) (略)) (略)
1, 1, 3, 3-テ	(略)	(略)	(略)	(略)

安定な水分 散体とした もの)				
ジ (3, 5, 5- トリメチル ヘキサノイ ル) パーオ キサイド (濃度が52 質量%以下 であって、 安定な水分 散体とした もの)	(略)) (略)) (略)) (略)
1, 1, 3, 3-テ トラメチル ブチルパー オキシネオ デカノエー ト (濃度が52 質量%以下 であって、 安定な水分 散体とした もの)	(略)) (略)) (略)) (略)
1, 1, 3, 3-テ	(略)	(略)	(略)	(略)

	トラメチル ブチルパー オキシ-2- エチルヘキ サノエート (濃度が67 質量%以下 であつて、 希釈剤Aを 含有するも の)))))
	ジシクロヘ キシルパー オキシジカ ーボネート (濃度が42 質量%以下 で、安定な 水分散体と したものの)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					

IBC620

(ii)・(iii) (略)

(4) ポータブルタンクの欄に掲げる記号

(i)～(v) (略)

(vi) 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおり

	トラメチル ブチルパー オキシ-2- エチルヘキ サノエート (濃度が67 質量%以下 であつて、 希釈剤Aを 含有するも の)))))
	ジシクロヘ キシルパー オキシジカ ーボネート (濃度が42 質量%以下 で、安定な 水分散体と したものの)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					

IBC620 (略)

(ii)・(iii) (略)

(4) ポータブルタンクの欄に掲げる記号

(i)～(v) (略)

(vi) 追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおり

とする。

記号	定義
TP1	(略)
～	
TP18	(略)
TP19	タンクの板厚は計算による最小板厚よりも3mm以上増加したもので設計及び製造されていること。なお、容器検査の際のタンクの板厚は計算による最小板厚以上として差し支えない。
TP20	(略)
～	
TP34	(略)
(削除)	(削除)
TP36	(略)
(削除)	(削除)

とする。

記号	定義
TP1	(略)
～	
TP18	(略)
TP19	タンクの板厚は計算による最小板厚よりも3mm以上増加したものであること。
TP20	(略)
～	
TP34	(略)
TP35	<u>ポータブルタンクの欄に掲げる記号に関わらず平成26年12月31日まで記号T14のものを使用することができる。</u>
TP36	(略)
TP37	<u>ポータブルタンクの欄に掲げる記号に関わらず平成28年12月31日までの間は、次に掲げる国連番号の区分に応じ、それぞれ次に掲げる</u>

(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
TP40	(略)
~	
TP91	(略)

(5) (略)

(6) 特別規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

記号	意義
BK2	(略)

	記号のものを使用することができる。 <u>イ</u> 国連番号1810、2474及び2668の場合 <u>T7</u> <u>ロ</u> 国連番号2486の場合 <u>T8</u> <u>ハ</u> 国連番号1838の場合 <u>T10</u> <u>ニ</u> その他の国連番号の場合 <u>T14</u>
<u>TP38</u>	ポータブルタンクの欄に掲げる記号にかかわらず、平成30年12月31日まで記号T9のものを使用することができる。
<u>TP39</u>	ポータブルタンクの欄に掲げる記号にかかわらず、平成30年12月31日まで記号T4のものを使用することができる。
TP40	(略)
~	
TP91	(略)

(5) (略)

(6) 特別規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

記号	意義
BK2	(略)

SP301	(略)	
SP327	<p>廃棄物として運送されるエアゾール又は小型ガスボンベの運送は次の条件に従うこと。</p> <p>(1) 危険な雰囲気形成及び圧力の上昇を防止するための手段がとられている場合には内容物の漏えいを防止するための措置を講じること。</p> <p>(2) 廃棄物として運送されるエアゾールの容器及び包装は、漏れ又は重大な変形がある場合を除き、小型容器にあつてはP207、大型容器にあつてはHLP200並びにI2の要件によること。</p> <p>(3) <u>廃棄物として運送される小型ガスボンベの容器及び包装は、漏れ又は重大な変形がある場合を除き、小型容器にあつてはP003、PP17及びPP96、大型容器にあつてはHLP200及びI2の要件によること。</u></p> <p>(4) 漏れ又は重大な変形がある場合には、圧力の上昇を確実に防止するための手段を講じてサルベージ高圧容器若しくはサルベージ容器に収納して運送すること。</p> <p>(5) (略)</p>	
SP341	(略)	

SP301	(略)	
SP327	<p>廃エアゾールの運送は次の条件に従うこと。</p> <p>(1) 圧力の上昇及び危険な雰囲気形成を防ぐための手段がとられている場合には内容物の漏えいを防ぐための措置を講じること。</p> <p>(2) 漏れ又は重大な変形がある場合を除き、P207又はHLP200及びI2の要件に適合すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 漏れ又は重大な変形がある場合には、圧力の上昇を確実に防ぐための手段を講じてサルベージ容器に収納して運送すること。</p> <p>(4) (略)</p>	
SP341	(略)	

SP389	1・2 (略) 3 貨物輸送ユニットの両側面に正標識を付すこと。 4 貨物輸送ユニットに収納する危険物の国連番号を表示する場合にあっては、高さ65ミリメートル以上の大きさの黒色文字で、等級を示す正標識に表示すること。ただし、当該正標識に表示することができない場合にあっては、当該正標識に近接して付す第2号様式の国連番号用表示を用いて表示して差し支えない。
SP907	(略)
～	
SP965	

備考7 積載方法の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。ただし、ES01からES05まで並びにA、B、C、D及びEについては、第2欄に掲げる船舶の区分に応じ、第3欄に定めるものとする。

記号	意義
ES01	(略)
～	

SP389	1・2 (略) (新設) (新設)
SP907	(略)
～	
SP965	

備考7 積載方法の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。ただし、ES01からES05まで並びにA、B、C、D及びEについては、第2欄に掲げる船舶の区分に応じ、第3欄に定めるものとする。

記号	意義
ES01	(略)
～	

SW19	(略)
SW22	イ・ロ (略) ハ、 <u>廃棄物として運送されるエアゾール又は小型ガスボンベ</u> の場合には、居住区域から離れた場所に積載するとともに「C」とすること
SW23	(略)
～	
SP926	(略)

注 (略)

備考 8 隔離の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

記号	意義
SG1	(略)
～	
SG26	(略)
SG27	甲板積載をする場合には、 <u>塩素酸塩類又は過塩素酸塩類</u> を含有する <u>火薬類</u> ^⑨ から水平距離で <u>6 m</u> 以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、 <u>塩素酸塩類又は過塩素酸塩類</u> を含有する火薬

SW19	(略)
SW22	イ・ロ (略) ハ、 <u>エアゾール</u> の場合には、居住区域から離れた場所に積載するとともに「C」とすること
SW23	(略)
～	
SP926	(略)

注 (略)

備考 8 隔離の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

記号	意義
SG1	(略)
～	
SG26	
SG27	<u>塩素酸塩類又は過塩素酸塩類</u> を含有する <u>火薬類</u> ^⑨ と水平距離で <u>3 m</u> 以上離して積載すること。

	類 ⁽¹⁾ とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。		
SG28	甲板上積載をする場合には、アンモニウム化合物及び火薬類（アンモニウム化合物又はアンモニウム塩類を含有するものに限る。）から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、アンモニウム化合物及び火薬類（アンモニウム化合物又はアンモニウム塩類を含有するものに限る。）とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。	SG28	アンモニウム化合物及び火薬類（アンモニウム化合物又はアンモニウム塩類を含有するものに限る。）と水平距離で <u>3m</u> 以上離して積載すること。
SG29	(略)	SG29	(略)
~		~	
SG33	(略)	SG33	(略)
SG34	アンモニウム化合物を含有するものを甲板上積載をする場合にあつては、塩素酸塩類、過塩素酸塩類及び火薬類（塩素酸塩類又は過塩素酸塩類を含有するものに限る。）から水平距離で <u>6m</u> 以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、塩素酸塩類、過塩素酸塩類及び火薬類（塩素酸塩類又は過塩素酸塩類を含有するものに限る。）とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。	SG34	アンモニウム化合物を含有する場合には、塩素酸塩類、過塩素酸塩類及び火薬類（塩素酸塩類又は過塩素酸塩類を含有するものに限る。）と水平距離で <u>3m</u> 以上離して積載すること。
SG35	(略)	SG35	(略)
~		~	

SG52	(略)
SG53	貨物輸送ユニットに収納する場合には、可燃物（ <u>可燃性物質^①を含み、包装材又は敷物を含まない。</u> ）とは同一のものに収納してはならない。
SG54	(略)
~	
SP294	(略)

注 (略)

備考 9 備考 8 において、酸類、アンモニウム化合物、臭素酸塩類、塩素酸塩類、亜塩素酸塩類、シアン化物、重金属類及びその化合物、次亜塩素酸塩類、鉛及びその化合物、液体のハロゲン炭化水素、水銀及びその化合物、亜硝酸塩類及びその混合物、過塩素酸塩類、過マンガン酸塩類、金属粉末、過酸化物、アジ化物並びにアルカリ類とは、それぞれ、次に掲げる危険物とする。

(1) 酸類 (SGG1及びSSGG1a)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名

SG52	(略)
SG53	甲板積載をする場合には、液体の有機物から水 <u>平距離で6 m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、液体の有機物とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。</u>
SG54	(略)
~	
SP294	(略)

注 (略)

備考 9 備考 8 において、酸類、アンモニウム化合物、臭素酸塩類、塩素酸塩類、亜塩素酸塩類、シアン化物、重金属類及びその化合物、次亜塩素酸塩類、鉛及びその化合物、液体のハロゲン炭化水素、水銀及びその化合物、亜硝酸塩類及びその混合物、過塩素酸塩類、過マンガン酸塩類、金属粉末、過酸化物、アジ化物並びにアルカリ類とは、それぞれ、次に掲げる危険物とする。

(1) 酸類 (SGG1及びSSGG1a)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名

1052	(略)	(略)
~		
1804	(略)	(略)
1805	リン酸 (水溶液) [オルトリン酸]	PHOSPHORIC ACID SOLU TION
1806	(略)	(略)
~		
3498	(略)	(略)

注 (略)

(2)~(6) (略)

(7) 重金属類及び化合物 (S G G 7)

国連番号	英語名	
	日本語名	英語名
0129	(略)	(略)
~		
1895	(略)	(略)

1052	(略)	(略)
~		
1804	(略)	(略)
1805	リン酸 (水溶液) [オルトリン酸]	PHOSPHORIC ACID, SOL UTION
1806	(略)	(略)
~		
3498	(略)	(略)

注 (略)

(2)~(6) (略)

(7) 重金属類及び化合物 (S G G 7)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
0129	(略)	(略)
~		
1895	(略)	(略)

1931	亜ジチオン酸亜鉛 [亜鉛ハイドロサルフラ イト]	ZINC DITHIONITE (ZINC HYDROSULPHITE)
0129	(略)	(略)
~		
3483	(略)	(略)

(8) 次亜塩素酸塩類 (S G G 8)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
1471	(略)	(略)
1748	次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物 (乾性のもので有効塩素の含有率が39質量%を超えるもの(有効酸素の含有率が8.8質量%のものに限る。))	CALCIUM HYPOCHLORITE, DRY or CALCIUM HYPOCHLORITE MIXTURE, DRY with more than 39% available chlorine (8.8% available oxygen)
1791	(略)	(略)
~		

1931	亜ジチオン酸亜鉛 [亜鉛ハイドロサルフラ イト]	ZINC HYDROSULPHITE (ZINC DITHIONITE)
0129	(略)	(略)
~		
3483	(略)	(略)

(8) 次亜塩素酸塩類 (S G G 8)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
1471	(略)	(略)
1748	次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物	CALCIUM HYPOCHLORITE MIXTURE
1791	(略)	(略)
~		

3487	
------	--

(9)・(10) (略)

(11) 水銀及びその化合物 (S G G 11)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
0135	雷こう (20質量%以上の水又は アルコールと水の混合物 で湿性としたものに限る 。)	MERCURY FULMINATE, W ETTED with not less than 20% water, or m ixture of alcohol an d water, by mass
1389	(略)	(略)
~		
3402	(略)	(略)

(12)~(14) (略)

(15) 金属粉末 (S G G 15)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
1309	(略)	(略)

3487	
------	--

(9)・(10) (略)

(11) 水銀及びその化合物 (S G G 11)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
0135	雷こう (20質量%以上の水又は アルコールと水の混合物 で湿性としたもの)	MERCURY FULMINATE, W ETTED with not less than 20% water
1389	(略)	(略)
~		
3402	(略)	(略)

(12)~(14) (略)

(15) 金属粉末 (S G G 15)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
1309	(略)	(略)

~		
1398	(略)	
1418	マグネシウム粉末又はマグネシウム合金粉末 (マグネシウムの含有率が50質量%を超えるものであって、自然発火性を有しないもの)	MAGNESIUM POWDER or MAGNESIUM ALLOYS POWDER
1435	(略)	(略)
~		
3089	(略)	(略)
3170	アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じる副生成物	ALUMINIUM SMELTING BY-PRODUCTS or ALUMINIUM REMELTING BY-PRODUCTS
3189	(略)	(略)

(16) (略)

(17) 酸化物 (SGG17)

国連番号	品名
------	----

~		
1398	(略)	(略)
1418	マグネシウム粉末又はマグネシウム合金粉末	MAGNESIUM POWDER
1435	(略)	(略)
~		
3089	(略)	(略)
3170	アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じる副生成物	ALUMINIUM SMELTING BY-PRODUCTS
3189	(略)	(略)

(16) (略)

(17) 酸化物 (SGG17)

国連番号	品名
------	----

	日本語名	英語名
0129	アジ化鉛 (20質量%以上の水又は アルコールと水の混合物 で湿性としたものに限る 。)	LEAD AZIDE, <u>WETTED</u> w ith not less than 20 % water, or mixture of alcohol and water .)
0224	アジ化バリウム (乾性のもので又は50質量 %未満の水で湿性とした もの)	BARIUM AZIDE, <u>DRY</u> or wettered with less th an 50% water, by mas s
1571	アジ化バリウム (50質量%以上の水で湿 性としたもの)	BARIUM AZIDE, <u>WETTED</u> with not less than 50% water, by mass
1687	(略)	(略)

(18) アルカリ類 (S G G18)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
1005	(略)	(略)
~		
1235	(略)	(略)

	日本語名	英語名
0129	アジ化鉛	LEAD AZIDE, <u>WETTED</u>
0224	アジ化バリウム (乾性のもので又は50質量 %未満の水で湿性とした もの)	BARIUM AZIDE, <u>DRY</u>
1571	アジ化バリウム (50質量%以上の水で湿 性としたもの)	BARIUM AZIDE <u>WETTED</u>
1687	(略)	(略)

(18) アルカリ類 (S G G18)

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
1005	(略)	(略)
~		
1235	(略)	(略)

1244	(略)	(略)
<u>1289</u>	<u>ナトリウムメチレート</u> <u>(アルコール溶液)</u>	<u>SODIUM METHYLATE SOL</u> <u>UTION in alcohol</u>
1382	(略)	(略)
1385	(略)	(略)
<u>1431</u>	<u>ナトリウムメチレート</u>	<u>SODIUM METHYLATE</u>
1604	(略)	(略)
~		
2579	(略)	(略)
2671	アミノピリジン	<u>AMINOPYRIDINES (o-, m</u> <u>-, p-)</u>
2672	(略)	(略)
2677	(略)	(略)
2678	水酸化ルビジウム	<u>RUBIDIUM HYDROXIDE</u>
2679	(略)	(略)

1244	(略)	(略)
(新設)		
1382	(略)	(略)
1385	(略)	(略)
(新設)		
1604	(略)	(略)
~		
2579	(略)	(略)
2671	アミノピリジン	<u>AMINOPYRIDINES</u>
2672	(略)	(略)
2677	(略)	(略)
2678	水酸化ルビジウム (固体)	<u>RUBIDIUM HYDROXIDE,</u> <u>SOLID</u>
2679	(略)	(略)

~		
3028	(略)	(略)
3073	ビニルピリジン (安定剤入りのもので)	VINYLPYRIDINES, STABILIZED
<u>3206</u>	<u>アルカリ金属アルコール</u> <u>上</u> <u>(自己発熱性かつ腐食性</u> <u>のもの)</u> <u>(他に品名が明示されて</u> <u>いるものを除く。)</u>	<u>ALKALI METAL ALCOHOL</u> <u>ATES, SELF-HEATING,</u> <u>CORROSIVE, N. O. S.</u>
3253	(略)	(略)
~		
3266	(略)	(略)
3267	(略)	(略)
<u>3274</u>	<u>アルコール類</u> <u>(アルコール溶液)</u> <u>(他に品名が明示されて</u> <u>いるものを除く。)</u>	<u>ALCOHOLATES SOLUTION</u> <u>N. O. S. in alcohol</u>
3293	(略)	(略)
~		

~		
3028	(略)	(略)
3073	ビニルピリジン (安定剤入りのもので)	VINYLPYRIDINES, STABILIZED
(新設)		
3253	(略)	(略)
~		
3266	(略)	(略)
3267	(略)	(略)
(新設)		
3293	(略)	(略)
~		

3484	(略)	(略)
------	-----	-----

備考10 備考の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

記号	意義
SP29	(略)
～	
SP183	(略)
SP188	次に掲げる要件を満たすものは、危険物に該当しない。 (1)～(4) (略) (5) 装置に組み込まれている場合は、単電池及び組電池は損傷及び短絡から保護され、かつ、その装置は不慮の作動を防止する効果的な手段が備えられたものであること(ただし、無線自動識別(RFID)装置、時計、感知器等、輸送中に意図的に作動されるものであって危険な発熱を引き起こすことのない装置を除く。)。電池が装置に組み込まれている場合には、その装置は、その容量及び意図される使用方法について適切な強度及び構造を有する適当な資材で製作された強固な外装容器に収納されていること(電池が装置により同

3484	(略)	(略)
------	-----	-----

備考10 備考の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

記号	意義
SP29	(略)
～	
SP183	(略)
SP188	次に掲げる要件を満たすものは、危険物に該当しない。 (1)～(4) (略) (5) 装置に組み込まれている場合は、単電池及び組電池は損傷及び短絡から保護され、かつ、その装置は不慮の作動を防止する効果的な手段が備えられたものであること(ただし、電波式固体識別装置(FRID)、時計、感知器等、輸送中に意図的に作動されるものであって危険な発熱を引き起こすことのない装置を除く。)。電池が装置に組み込まれている場合には、その装置は、その容量及び意図される使用方法について適切な強度及び構造を有する適当な資材で製作された強固な外装容器に収納されていること(電池が装置により同

の保護がなされている場合を除く。)。

(6) 単電池及び組電池 (装置に組み込まれている場合を除く。) を容器に収納した状態で、1.2mの高さから落下させた場合に、運送の安全を損なうような損傷がなく、かつ、容器内のリチウム電池が接触するような移動及び漏えいが無いこと。

(7) (略)

(8) 外装容器には、次の表示を見やすい箇所に付すこと
(ボタン形電池が組み込まれている装置又は部品を収納する容器及び単電池又は組電池が組み込まれた装置又は部品を収納する容器 (1の荷送人につき、容器の数が2以下の場合に限る。) であつて、電池の総数が単電池にあつては4以下、組電池にあつては2以下のものを除く。)。オーバーパックに収納する場合は、外部から見やすい位置に次の表示及び第14条の2の2の規定によるオーバーパック表示が付されていること。

リチウム電池表示

(新図)

注1 危険物を収納する容器が小さい場合にあつては、表示の大きさを縦7センチメートル以上、横10センチメートル以上として差し支えない。

注2 下部の白地の*に「UN」の文字に続けて国連番号を、**に追加情報問い合わせのための電話番号を記

等の保護がなされている場合を除く。)。オーバーパックに収納する場合は、外部から見やすい位置に(8)の規定による表示及び第14条の2の2の規定によるオーバーパック表示が付されていること。

(6) リチウム電池 (装置に組み込まれている場合を除く。) を容器に収納した状態で、1.2mの高さから落下させた場合に、運送の安全を損なうような損傷がなく、かつ、容器内のリチウム電池が接触するような移動及び漏えいが無いこと。

(7) (略)

(8) 外装容器には、次の表示を見やすい箇所に付すこと
(ボタン形電池が組み込まれている装置又は部品を収納する容器及び単電池又は組電池が組み込まれた装置又は部品を収納する容器 (1の荷送人につき、容器の数が2以下の場合に限る。) であつて、電池の総数が単電池にあつては4以下、組電池にあつては2以下のものを除く。)。

リチウム電池表示

(図) (略)

注1 危険物を収納する容器が小さい場合にあつては、表示の大きさを縦7.4センチメートル以上、横10.5センチメートル以上として差し支えない。

注2 下部の白地の★に「UN」の文字に続けて国連番号を、★★に追加情報問い合わせのための電話番号を記

	<p>入すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 線の太さは0.5センチメートル以上とする。</p>
SP190	(略)
~	
SP238	(略)
SP239	次に掲げる要件を満たすものに限る。 (1)~(4) (略) (削除)
(略)	(略)
SP274	<p>1 第7条の3の規定により表示する品名及び危険物明細書(コロンテナ危険物明細書及び自動車等危険物明細書を含む。)に記載する品名は、括弧中に<u>化学名(危険性を最も適切に示す2以下の成分に限る。)</u>を付記すること。</p> <p>2 1により付記する化学名は、別表第1の品名の欄に掲げる物質(英語名にN.O.S.を含まないものに限る。)のうち備考の欄にSP274が掲げられていないものとする(国連番号が3077又は3082に該当する危険物に限る。)</p>
SP280	(略)

	<p>入すること。</p> <p>注3 (略) (新設)</p>
SP190	(略)
~	
SP238	(略)
SP239	<p>1 次に掲げる要件を満たすものに限る。 (1)~(4) (略)</p> <p>2 <u>自動車等に組み込まれたものを除く。</u></p>
(略)	(略)
SP274	<p>第7条の3の規定により表示する品名及び危険物明細書(コロンテナ危険物明細書及び自動車等危険物明細書を含む。)に記載する品名は、括弧中に<u>化学名を付記したものであること。</u></p> <p>(新設)</p>
SP280	(略)

～			
SP296	(略)		
SP297	<p>コンテナに収納された貨物の冷却に使用する場合は、当該危険物を収納する容器及び包装等は、規則第8条第1項、規則第20条及び規則第21条の規定にかかわらず、次に掲げる要件に従わなければならない。</p> <p>(1) 冷却剤を必要とする危険物を収納した容器で、備考6(1)(i)中P203、P620、P650、P800、P901又はP904で規定する容器以外の要件に当てはまるものは、極低温に耐え、かつ冷却剤による変質又は著しい強度劣化を生じないものとし、圧力上昇による破壊を防ぐため、ガスを放出できるように設計・製作されたものであること。また、危険物は冷却剤が消失した後でも動くことがないように包装されたものでなければならない。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>SP296</p>	(略)
SP299	(略)		
SP301	<p>物品、機械又は装置類は、次に掲げる要件を満たすものに限る。ただし、他に品名が明示されている物品、機械又は装置類は、当該品名に該当しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 2以上の危険物を内蔵している物品、機械又は装置類にあっては、それらの危険物は、混合した場合に、発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起し、その他危険な物理的又は化学的反応を起すおそれがないものであること。</p>	<p>SP297</p>	<p>コンテナに収納された貨物の冷却に使用する場合は、当該危険物を収納する容器及び包装等は、規則第8条第1項、規則第20条及び規則第21条の規定にかかわらず、次に掲げる要件に従わなければならない。</p> <p>(1) 冷却剤を必要とする危険物を収納した容器で、備考6(1)(一)中P203、P620、P650、P800、P901又はP904で規定する容器以外の要件に当てはまるものは、極低温に耐え、かつ冷却剤による変質又は著しい強度劣化を生じないものとし、圧力上昇による破壊を防ぐため、ガスを放出できるように設計・製作されたものであること。また、危険物は冷却剤が消失した後でも動くことがないように包装されたものでなければならない。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>
SP299	(略)		
SP301	<p>機械又は装置類は、次に掲げる要件を満たすものに限る。ただし、他に品名が明示されている機械又は装置類は、当該品名に該当しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 2以上の危険物を内蔵している機械又は装置類にあっては、それらの危険物は、混合した場合に、発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起し、その他危険な物理的又は化学的反応を起すおそれがないものであること。</p>		

	(3) 液体の危険物を内蔵している物品、機械又は装置類であって、下向きにしてはならないものについては、 <u>第3号の2様式又は日本産業規格「包装—包装貨物の荷扱い図記号」に規定される上向きを示す表示が両側面に付されていること。</u>
SP304	(略)
~	
SP308	(略)
SP309	危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第1部試験シリーズ8に規定する試験に合格したものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認めたものであること。
SP310	(略)
~	
SP324	(略)
SP327	1 廃棄物として運送されるエアゾール又は小型ガスボンベは本品名として運送することができる。 2 <u>等級が2.2の高圧ガスが充てんされたものであって、廃棄物として運送される小型ガスボンベ（穴が開いているものに限る。）は危険物に該当しない。</u>
SP328	(略)

	(3) 液体の危険物を内蔵している機械又は装置類であって、下向きにしてはならないものにあつては、 <u>JIS Z 0150に規定される上向きを示す表示が両側面に付されていること。</u>
SP304	(略)
~	
SP308	(略)
SP309	危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第1部試験シリーズ8（試験8(a)、8(b)及び8(c)）に合格したものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認めたものであること。
SP310	(略)
~	
SP324	(略)
SP327	廃棄物として運送されるエアゾールは本品名として運送することができる。 (新設)
SP328	(略)

～	
SP355	(略)
SP356	<u>機械、エンジン、乗物若しくは乗物の完備品に組み込まれた水素吸蔵合金又は機械、エンジン若しくは乗物に組み込まれる予定の水素吸蔵合金は、規則第3項第1号ロの規定に基づき、高圧ガス保安法又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に適合することが危険物明細書に付記され、又はそれを証明する書類が添付されていること。</u>
SP357	(略)
～	
SP359	(略)
SP360	1 <u>リチウム金属電池又はリチウムイオン電池のみを動力源とする自動車は国連番号が3171の危険物に該当する。</u> 2 <u>貨物輸送ユニットに内蔵されるリチウム電池であつて当該ユニットの外部に電力を供給するように設計されたものは、国連番号が3536の危険物に該当する。</u>
SP361	(略)
～	
SP373	(略)

～	
SP355	(略)
SP356	<u>乗物若しくは乗物の完成部品に取り付けられた水素吸蔵合金又は乗物に取り付けられる予定の水素吸蔵合金は、規則第3項第1号ロの規定に従い、高圧ガス保安法又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に適合することが危険物明細書に付記され、又はそれを証する書類が添付されていること。</u>
SP357	(略)
～	
SP359	(略)
SP360	<u>リチウム金属電池又はリチウムイオン電池のみを動力源とする自動車は国連番号が3171の危険物に該当する。</u> (新設)
SP361	(略)
～	
SP373	(略)

<p>SP376</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 危険物明細書には「Transport in accordance with special provision 376」及び「<u>DAMAGED/DEFECTIVE</u>」を記載すること。</p>	<p>SP377</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 危険物明細書には「Transport in accordance with special provision 377」及び「<u>LITHIUM BATTERIES FOR DISPOSAL</u>」又は「<u>LITHIUM BATTERIES FOR RECYCLING</u>」を記載すること。</p>
<p>SP378</p> <p>(略)</p>	<p>SP379</p> <p>次に掲げる要件を満たすアンモニア分配装置又は同装置の一部の容器の中に含まれる固体に吸収されている若しくは吸着されている無水アンモニアは、危険物に該当しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(i) <u>ISO 11114-1:2012+Amend 1:2017</u>に規定するアンモニアに適した素材で造られたもの</p> <p>(ii)～(v) (略)</p> <p>上記の要件を確認することができる、危険物が収納されている容器及び装置の強度に関する試験結果を示す書類が添付されていること。当該書類は、船積地を管轄する地方運輸局長の求めに応じ提供されなければならない。</p>
<p>SP382</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>SP376</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 危険物明細書には「Transport in accordance with special provision 376」であることを記載すること。</p>	<p>SP377</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 危険物明細書には「Transport in accordance with special provision 377」であることを記載すること。</p>
<p>SP378</p> <p>(略)</p>	<p>SP379</p> <p>次に掲げる要件を満たすアンモニア分配装置又は同装置の一部の容器の中に含まれる固体に吸収されている若しくは吸着されている無水アンモニアは、危険物に該当しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(i) <u>ISO 11114-11:2012</u>に規定するアンモニアに適した素材で造られたもの</p> <p>(ii)～(v) (略)</p> <p>上記の要件を確認することができる、危険物が収納されている容器及び装置の強度に関する試験結果を示す書類が添付されていること。当該書類は、船積地を管轄する地方運輸局長の求めに応じ提供されなければならない。</p>
<p>SP382</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>

~			
SP387	(略)		
SP388	1・2 (略) 3 上記2以外の内燃機関を搭載している自動車 (内燃機関及び蓄電池、ナトリウム電池、リチウム金属電池又はリチウムイオン電池を動力源とするハイブリッド自動車を含む。) は、国連番号3166の自動車 (引火性高圧ガスを燃料とするもの) 又は国連番号3166の自動車 (引火性液体類を燃料とするもの) に該当する。 4~6 (略) 7 <u>貨物輸送ユニットに内蔵されるリチウム金属電池又はリチウムイオン電池であつて、当該ユニットの外部に電力を供給するように設計されたものは、国連番号が3536の危険物に該当する。</u> 8 (略)		
SP389	(略)		
SP390	<u>リチウム金属電池及びリチウムイオン電池の収納方法に</u> <u>応じ、次に掲げる文字を容器に表示し、危険物明細書に記</u> <u>載すること。ただし、装置に組み込まれるボタン形電池は</u> <u>この限りではない。</u> (1) <u>包装されたリチウム金属電池又は装置と共に包装さ</u> <u>れたリチウム金属電池及び装置に組み込まれたリチウ</u> <u>ム金属電池を同一の容器に収納する場合 UN 3091 Li</u> <u>thium metal batteries packed with equipment</u> (2) <u>包装されたリチウムイオン電池又は装置と共に包装</u> <u>されたリチウムイオン電池及び装置に組み込まれたリ</u>		
~			
SP387	(略)		
SP388	1・2 (略) 3 上記2以外の内燃機関を搭載している自動車 (内燃機関及び蓄電池、ナトリウム電池、リチウム金属電池又はリチウムイオン金属電池を動力源とするハイブリッド自動車を含む。) は、国連番号3166の自動車 (引火性高圧ガスを燃料とするもの) 又は国連番号3166の自動車 (引火性液体類を燃料とするもの) に該当する。 4~6 (略) 7 (新設) 8 (略)		
SP389	(略)		
(新設)			

<p>チウムイオンを同一の容器に収納する場合 <u>UN 3481</u> <u>Lithium ion batteries packed with equipment</u></p> <p>(3) <u>装置に組み込まれたリチウム金属電池及び装置に組み込まれたリチウムイオン電池を同一の容器に収納する場合</u> <u>UN 3091 Lithium metal batteries packed with equipment</u>及び<u>UN 3481 Lithium ion batteries packed with equipment</u></p> <p>(4) <u>装置に組み込まれたリチウム金属電池又はリチウムイオン電池及び包装されたリチウム金属電池又はリチウムイオン電池を同一の容器に収納する場合</u> <u>UN 3091 Lithium metal batteries packed with equipment</u>及び<u>UN 3481 Lithium ion batteries packed with equipment</u></p>	
<p>SP391</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 液体の危険物を内蔵している物品にあつて、下向きにしてはならないものにあつては、第3号の2様式又は日本産業規格「<u>包装—包装貨物の荷扱い図記号</u>」に規定される上向きを示す表示が両側面に付されていること。</p> <p>6 (略)</p>	<p>SP391</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 液体の危険物を内蔵している物品にあつて、下向きにしてはならないものにあつては、<u>JIS Z 0150</u>に規定される上向きを示す表示が両側面に付されていること。</p> <p>6 (略)</p>
<p>SP392 (略)</p> <p>SP393</p> <p><u>ニトロセルロースは、危険物輸送に関する国連制告別冊「試験方法及び判定基準」付録10のベルクマンゾンク試験又はメチルバイオレット試験の要件に適合するものであること。当該「試験方法及び判定基準」第1部13.2節タイプ3(c)の熱安定性を判定する試験を実施する必要はない。</u></p> <p>SP394</p> <p><u>ニトロセルロースは、危険物輸送に関する国連制告別冊</u></p>	<p>SP392 (略)</p> <p>(新設)</p>
	<p>(新設)</p>

	「試験方法及び判定基準」付録100のペルクマノン試験又はメチルバイオレット試験の要件に適合するものであること。)
SP395	廃棄物として運送される医療廃棄物（カタゴリーA）（ <u>固体</u> ）に限る。	（新設）
SP903	（略）	SP903 （略）
～		～
SP922	（略）	SP922 （略）
SP925	次に掲げるものは、危険物に該当しない。 (1) (略) (2) 備考2(4)(iv)の自然発火性物質の容器等級の判定基準において、自己発熱性物質に該当しないと判定された炭素製品であって、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認めたもの (3) (略)	SP925 次に掲げるものは、危険物に該当しない。 (1) (略) (2) 備考2(4)(i)の自然発火性物質の容器等級の判定基準において、自己発熱性物質に該当しないと判定された炭素製品であって、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認めたもの (3) (略)
SP927	（略）	SP927 （略）
～		～
SP958	（略）	SP958 （略）
SP959	廃棄物として運送されるエアゾール又は小型ガスボンベは長国際航海以外の航海において運送することができる。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと	SP959 廃エアゾールは長国際航海以外の場合に運送することができる。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める場合にはこの限りではない。

	認める場合にはこの限りではない。
SP961 (略)	
～	
SP968 (略)	
SP971	電池を動力源とする装置は、電池に内蔵する電解液の漏えいが無く、かつ、短絡を防止するための措置が施されている場合に限り運送することができる。この場合、 <u>危険物に該当しない。</u>
SP972 (略)	
SP973 (略)	
SP975	<u>国連番号が3549の危険物は、長国際航海において運送してはならない。ただし、国土交通大臣が安全上差し支えないと認める場合はこの限りでない。</u>
SP976	<u>国連番号が2249、3097、3100、3121、3127、3133、3137及び3255の危険物は、運送してはならない。ただし、国土交通大臣が安全上差し支えないと認める場合はこの限りでない。</u>

別表第8の2・別表第8の3 (略)

SP961 (略)	
～	
SP968 (略)	
SP971	電池を動力源とする装置は、電池に内蔵する電解液の漏えいが無く、かつ、短絡を防止するための措置が施されている場合に限り運送することができる。
SP972 (略)	
SP973 (略)	
(新設)	
(新設)	

別表第8の2・別表第8の3 (略)

別表第9 (第4条関係)

危険物		数量又は 質量
分類	品名	
火薬類	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
高压ガス	消火器又は薬品類	2本
	喫煙用ガスライター又はこれに準ずるもの (液化石油ガスを充填しているもの)	10kg
	高压ガス保安法 (昭和26年法律第204号) (第44条第1項の容 器検査に合格している高压容器 (液化石 油ガスを充填しているもの))	10kg
	産業標準化法 (昭和24年法律第185号) 第30条第1項の規定に基づき、日本産業	10kg

別表第9 (第4条関係)

危険物		数量又は 質量
分類	品名	
火薬類	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
高压ガス	消火器又は薬品類	2本
	喫煙用ガスライター (液化石油ガスを充 てんしているもの)	10kg
	(新設)	
	(新設)	

		規格「カセットこんろ用燃料容器」に適合するものとして、 <u>鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（平成17年厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国語交通省令第6号）第1条第1項の規定に基づき表示を付されたもの又はこれと同等以上の効力を有するもの（液化石油ガスを充てんしているもの）</u>		
		引火性液体類	(略)	(略)
可燃性物質類		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
酸化性物質類		(略)	(略)	(略)
毒物類		(略)	(略)	(略)
腐食性物質		(略)	(略)	(略)

		引火性液体類	(略)	(略)
可燃性物質類		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
酸化性物質類		(略)	(略)	(略)
毒物類		(略)	(略)	(略)
腐食性物質		(略)	(略)	(略)

	(略)	(略)
有毒性物質	(略)	(略)

備考 (略)

別表第13 (第14条関係)

危険物 分類	品名		積載の方法
	日本語名	英語名	
	可燃性物質	アルミニウム フェロシリコ ン粉末 UN1395	
	アルミニウム シリコン粉末 (表面を被覆 していないも の) UN1398	(略)	(略)
	アルミニウム 精錬又はアル ミニウム再溶 解工程から生	(略)	(略)

	(略)	(略)
有毒性物質	(略)	(略)

備考 (略)

別表第13 (第14条関係)

危険物 分類	品名		積載の方法
	日本語名	英語名	
	可燃性物質	アルミニウム フェロシリコ ン粉末 UN1395	
	アルミニウム シリコン粉末 (表面を被覆 していないも の) UN1398	(略)	(略)
	アルミニウム 精錬又はアル ミニウム再溶 解工程から生	(略)	(略)

<p>じる副生物 (アルミニウム ドロス、アル ミニウムス キミソダ、使 用済カソード 、使用済ポツ トライナー及 びアルミニウ ム塩スラダを 含む。) UN3170</p>		
<p>コプラ (乾燥したも の) UN1363</p>	(略)	(略)
<p>フェロシリコ ン UN1408 (ケイ素の含 有率が30質量 %以上90質量 %未満のもの) (ブリケット を含む。)</p>	(略)	(略)

<p>じる副生物 (アルミニウム ドロス、アル ミニウムス キミソダ、使 用済カソード 、使用済ポツ トライナー及 びアルミニウ ム塩スラダを 含む。) UN3170</p>		
<p>コプラ (乾燥したも の) UN1363</p>	(略)	(略)
<p>フェロシリコ ン UN1408 (ケイ素の含 有率が30質量 %以上90質量 %未満のもの) (ブリケット を含む。)</p>	(略)	(略)

<p>切削鉄くず又は切削鋼くず UN2793 (自己発熱しやすい形状のもの)</p>	(略)	(略)	<p>切削鉄くず又は切削鋼くず UN2793 (自己発熱しやすい形状のもの)</p>	(略)	(略)
<p>酸化鉄 (使用済みのもの) UN1376 (石炭ガス精製過程から生じたもの) [海綿鉄 (使用済みのもの) UN1376 (石炭ガス精製過程から生じたもの)]</p>	(略)	(略)	<p>酸化鉄 (使用済みのもの) UN1376 (石炭ガス精製過程から生じたもの) [海綿鉄 (使用済みのもの) UN1376 (石炭ガス精製過程から生じたもの)]</p>	(略)	(略)
<p>硫化金属精鉱 (自己発熱特性を有するもの)* UN3190</p>	<p>METAL SULPHIDE CONCENTRATE S. SELF-HEATING UN3190</p>	<p>二 食料及び腐食性物質と、別の船倉又は区面に積載すること。 一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 特貨則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶</p>	<p>(新設)</p>		

で運送する場合は、以下の措置を講ずること。

イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。

ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。

(2) 積載場所の全ての貨物を降揚げする場合。

ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。

四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。

五 船積み前及び船積み中、貨物の温度を計測すること。

六 船積み前、貨物の温度が摂氏55度以下であることを確認すること。

七 積載場所に立ち入ることなく、貨物の温度を摂氏0度から100度までの範囲で計測で

- きるようにすること。
- 八 積載場所へ立ち入る場合は
当該場所を通風し、空气中
の酸素濃度を計測すること。
- 九 貨物の粉じんが機関区域、
居住区域に入ることを防止す
るための措置をとること。
- 十 ベルジウムは次に掲げる
措置を講じること。
イ 清掃すること。
ロ 乾燥させること。
ハ 貨物が流入することのな
いよう、覆うこと。
- 十一 積載場所のベルジウム吸引装
置が正常に作動することを確
認すること。
- 十二 貨物の粉じんにさらされ
るおそれのある者は、保護眼
鏡その他の身体を保護する保
護装具を着用すること。
- 十三 航海中、積載場所を通風
しないこと。
- 十四 航海中、貨物の表面を定
期的に確認すること。
- 十五 貨物の表面の自由水又は
貨物の流動状態を観察した場
合、貨物の移動を防止し、船
舶の転覆の危険を避けるため
の措置をとること。
- 十六 積載場所の酸素及び貨物

		<p>から発生する気体（毒物のものに限り。）並びに混合気体の濃度を計測するための機器（空気中の酸素がない場合でも使用できるものに限る。）を船舶に備えること。 <u>十七 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。</u></p>
<p>シードケーキ (a) UN1386 (圧搾法により採油された後の植物油を含む種子であつて、油の含有率が10質量%を超えるもの又は油と水分の含有率の合計が20質量%を超えるものに限る。)</p>	(略)	(略)
<p>シードケーキ (b) UN1386 (溶剤抽出法又は圧搾法により採油され</p>	(略)	(略)

<p>シードケーキ (a) UN1386 (圧搾法により採油された後の植物油を含む種子であつて、油の含有率が10質量%を超えるもの又は油と水分の含有率の合計が20質量%を超えるものに限る。)</p>	(略)	(略)
<p>シードケーキ (b) UN1386 (溶剤抽出法又は圧搾法により採油され</p>	(略)	(略)

<p>た後の種子であって、油の含有率が10質量%以下のもの又は油と水分の含有率が20質量%以下（水分含有率が10質量%を超える場合に限る。）のものに限る。）</p>			<p>た後の種子であって、油の含有率が10質量%以下のもの又は油と水分の含有率が20質量%以下（水分含有率が10質量%を超える場合に限る。）のものに限る。）</p>		
<p>シードクーキ UN2217 (油の含有率が1.5質量%以下で水の含有率が11質量%以下のものに限る。) (採油後の大豆かすであって、油の含有率が1.5質量%以下で水の含有率が11質量%以下であり、かつ、引火性溶剤を含有しな</p>	(略)	(略)	<p>シードクーキ UN2217 (油の含有率が1.5質量%以下で水の含有率が11質量%以下のものに限る。) (採油後の大豆かすであって、油の含有率が1.5質量%以下で水の含有率が11質量%以下であり、かつ、引火性溶剤を含有しな</p>	(略)	(略)

腐食性物質	酸化性物質	(略)	(略)	(略)	いものを除く。)	硫黄 UN1350 (粉碎された塊及び粗粒)	(略)	(略)	垂鉛灰 UN1435 [垂鉛ドロ ス UN1435] [垂鉛残渣 UN1435] [垂鉛滓 UN1435]
						腐食性物質	硫化金属精敏 (腐食性を有するもの)* UN1759	METAL SULPHID E. CONCENTRATE S, CORROSIVE UN1759	
有害	硝酸アンモニウム系肥料	(略)	(略)	(略)					

腐食性物質	酸化性物質	(略)	(略)	(略)	いものを除く。)	硫黄 UN1350 (粉碎された塊及び粗粒)	(略)	(略)	垂鉛灰 UN1435 [垂鉛ドロ ス UN1435] [垂鉛残渣 UN1435] [垂鉛滓 UN1435]
						腐食性物質	硫化金属精敏 (腐食性を有するもの) UN1759	METAL SULPHID E. CONCENTRATE S, CORROSIVE UN1759	
有害	硝酸アンモニウム系肥料	(略)	(略)	(略)					

性 物 質	
UN2071	<p>ヒマの実 (危険性がな いように十分 な熱処理を施 したものを除 く。)</p> <p>UN2969</p>
(略)	<p>(略)</p>
<p>魚粉 (安定化され ているもの) (抗酸化剤入 りのもの) UN2216</p> <p>UN2216</p>	<p>FISH MEAL (FI SH SCRAP), ST ABILIZED UN2216 Anti-oxidant treated</p>
<p>鉛及び亜鉛を 含む煙じん*</p>	<p>FLUE DUST, CO NTAINING LEAD AND ZINC</p>
<p>食料と別の船倉又は区画に 積載すること。 積載場所を清掃し、かつ 乾燥させること。 規則第二十七条第一項の要 件を満たす船舶以外の船舶で 運送する場合は、以下の措置 を講ずること。 イ 貨物を乾燥した状態に保 つこと。 ロ 雨中において荷役作業を しないこと。ただし、次に 掲げる場合においては、こ</p>	<p>(略)</p>

性 物 質	
UN2071	<p>ヒマの実 (危険性がな いように十分 な熱処理を施 したものを除 く。)</p> <p>UN2969</p>
(略)	<p>(略)</p>
<p>魚粉 (安定化され ているもの) (抗酸化剤入 りのもの) UN2216</p> <p>UN2216</p>	<p>FISHMEAL (FIS HSCRAP), STAB ILIZED UN2216 Anti-oxidant treated</p>
(新設)	<p>(略)</p>

- の限りでない。
- ① 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く
雨中において荷役作業を実施しても、雨によつて水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
- ② 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
- ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。
- 四 規則第十五条の四の規定に従つて荷練りすること。
- 五 ビルジエルは次に掲げる措置を講じること。
- イ 清掃すること。
- ロ 乾燥させること。
- ハ 貨物が流入することのないよう覆うこと。
- 六 貨物の粉じんがさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
- 七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
- 八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶

		<p>の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
銅及び鉛を含む ケーブル	MATTE CONTAINING COPPER AND LEAD	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>四 貨物の粉じんにはさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>

別表第14～別表第16 (略)

別表第17 (常用危険物) (第57条関係)

品名	容器及び包装	積載方法等
救命索発射器 (船舶救命設備規則 (昭和40年運輸省令第36号) 第30条第1項の規定に適合するもの)	(略)	(略)
自己点火灯 (電池式のものを除く。)(船舶救命設備規則第31条第1項)	(略)	(略)

(新設)		

別表第14～別表第16 (略)

別表第17 (常用危険物) (第57条関係)

品名	容器及び包装	積載方法等
救命索発射器 (船舶救命設備規則 (昭和40年運輸省令第36号) 第30条第1項の規定に適合するもの)	(略)	(略)
自己点火灯 (電池式のものを除く。)(船舶救命設備規則第31条第1項)	(略)	(略)

規定に適合するもの)		
自己発煙信号 (船舶救命設備規則第32条の規定に適合するもの)	(略)	(略)
落下傘付信号 (船舶救命設備規則第33条の規定に適合するもの)	(略)	(略)
火せん (船舶救命設備規則第34条の規定に適合するもの)	(略)	(略)
信号紅炎 (船舶救命設備規則第35条の規定に適合するもの)	(略)	(略)
発煙浮信号 (船舶救命設備規則第36条の規定に適合するもの)	(略)	(略)
火工品 (本表に掲げる火工品以外のものであつて、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認めたもの)	(略)	(略)
高圧ガス (アセチレン、酸素等) (溶接、修理等	(略)	(略)

規定に適合するもの)		
自己発煙信号 (船舶救命設備規則第32条の規定に適合するもの)	(略)	(略)
落下傘付信号 (船舶救命設備規則第33条の規定に適合するもの)	(略)	(略)
火せん (船舶救命設備規則第34条の規定に適合するもの)	(略)	(略)
信号紅炎 (船舶救命設備規則第35条の規定に適合するもの)	(略)	(略)
発煙浮信号 (船舶救命設備規則第36条の規定に適合するもの)	(略)	(略)
火工品 (本表に掲げる火工品以外のものであつて、船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認めたもの)	(略)	(略)
高圧ガス (アセチレン、酸素等) (溶接、修理等	(略)	(略)

に使用するもの)		(略)	に使用するもの)		(略)
高圧ガス (炭酸ガス、窒素等) (消火等に使用するもの)	(略)	(略)	高圧ガス (炭酸ガス、窒素等) (消火等に使用するもの)	(略)	(略)
高圧ガス (プロパン等) (暖房、炊事等に使用するもの)	(略)	(略)	高圧ガス (プロパン等) (暖房、炊事等に使用するもの)	(略)	(略)
高圧ガス (冷凍用ガス類) (機器又は装置内にあるものを除く。)	(略)	(略)	高圧ガス (冷凍用ガス類) (機器又は装置内にあるものを除く。)	(略)	(略)
高圧ガス (炭酸ガス、シクロプロパン、エチレン、酸素等を含むもの) (麻醉用のもの)	高圧容器	居住場所に漏えいガスが侵入しないような場所で、冷たい換気される箇所に積載すること。 容器は、移動、転倒等を防止するために固定すること。	高圧ガス (炭酸ガス、シクロプロパン、エチレン、酸素等を含むもの) (麻醉用のもの)	高圧容器	居住場所に漏えいガスが侵入しないような場所で、冷たい換気される箇所に積載すること。 容器は、移動、転倒等を防止するために固定すること。
<u>高圧ガス (酸素) (医療用のもの)</u>	<u>高圧容器</u>	<u>居住場所に漏えいガスが侵入しないような場所で、冷たい換気される箇所に積載すること</u> <u>容器は、移動、転倒等を防止するために固定</u>	(新設)		

		<u>すること。</u>	
高圧ガス (プロパン等) (冷凍用ガス漏えい検知器用のもの)	(略)	(略)	
高圧ガス (炭酸ガス等) (飲料用を使用するもの)	(略)	(略)	
小型燃料ガスボンベ (液化石油ガスを充てんしているもの)	(略)	(略)	
窒素 (圧縮されているもの又は深冷液化されているもの) (冷媒用、アキムレータ等) に使用されるもの) (機器又は装置内にあるものを除く。)	(略)	(略)	
自蔵式呼吸具	(略)	(略)	
機関用燃料 (引火点が60℃以下のもの)	(略)	(略)	
消毒薬、殺虫剤、光沢剤、灯油 (引火点が60℃以下のもの) (液状、糊状)	(略)	(略)	

高圧ガス (プロパン等) (冷凍用ガス漏えい検知器用のもの)	(略)	(略)	
高圧ガス (炭酸ガス等) (飲料用を使用するもの)	(略)	(略)	
小型燃料ガスボンベ (液化石油ガスを充てんしているもの)	(略)	(略)	
窒素 (圧縮されているもの又は深冷液化されているもの) (冷媒用、アキムレータ等) に使用されるもの) (機器又は装置内にあるものを除く。)	(略)	(略)	
自蔵式呼吸具	(略)	(略)	
機関用燃料 (引火点が60℃以下のもの)	(略)	(略)	
消毒薬、殺虫剤、光沢剤、灯油 (引火点が60℃以下のもの) (液状、糊状)	(略)	(略)	

又は固体のもので、各種衛生関係に使用するもの)		
油灯用燃料 (油灯の燃料として用いられるもの)	(略)	(略)
洗浄油 (引火点が60°C以下のもの) (機関室等で各種装置の洗浄に用いるもの)	(略)	(略)
安全灯用燃料	(略)	(略)
アルコール (暖房、炊事、照明等に用いる固体又は液体のもの)	(略)	(略)
アルコール以外の燃料 (引火点が60°C以下のもの) (暖房、炊事、照明等に用いるもの)	(略)	(略)
塗料 (引火点が60°C以下のもの)	(略)	(略)
接着剤 (引火点が60°C以下のもの)	(略)	(略)
主ボイラ給水脱酸素剤 ((略)	(略)

又は固体のもので、各種衛生関係に使用するもの)		
油灯用燃料 (油灯の燃料として用いられるもの)	(略)	(略)
洗浄油 (引火点が60°C以下のもの) (機関室等で各種装置の洗浄に用いるもの)	(略)	(略)
安全灯用燃料	(略)	(略)
アルコール (暖房、炊事、照明等に用いる固体又は液体のもの)	(略)	(略)
アルコール以外の燃料 (引火点が60°C以下のもの) (暖房、炊事、照明等に用いるもの)	(略)	(略)
塗料 (引火点が60°C以下のもの)	(略)	(略)
接着剤 (引火点が60°C以下のもの)	(略)	(略)
主ボイラ給水脱酸素剤 ((略)	(略)

引火点が60°C以下のもの			
固体 (引火性液体を含有するもの)	(略)	(略)	
映画フィルム (ニトロセルロース系 (可燃性) 又はセルロースアセテート系 (緩燃性) のもの)	(略)	(略)	
始動薬 (機関の始動用に使用する可燃性の固体のもの)	(略)	(略)	
さらし液 (消毒用のもの)	(略)	(略)	
普通さらし粉又は高度さらし粉 (消毒用のもの)	(略)	(略)	
蓄電池	(略)	(略)	
電池液 (アルカリ性のもの)	(略)	(略)	
電池液 (酸性のもの) (硫酸の濃度が51質量%以下のもの)	(略)	(略)	

引火点が60°C以下のもの			
固体 (引火性液体を含有するもの)	(略)	(略)	
映画フィルム (ニトロセルロース系 (可燃性) 又はセルロースアセテート系 (緩燃性) のもの)	(略)	(略)	
始動薬 (機関の始動用に使用する可燃性の固体のもの)	(略)	(略)	
さらし液 (消毒用のもの)	(略)	(略)	
普通さらし粉又は高度さらし粉 (消毒用のもの)	(略)	(略)	
蓄電池	(略)	(略)	
電池液 (アルカリ性のもの)	(略)	(略)	
電池液 (酸性のもの) (硫酸の濃度が51質量%以下のもの)	(略)	(略)	

エアゾール（1個の容積が1000立方センチメートル以下のもの）（剥離用、潤滑用、防錆用、殺虫用、エンジン始動用等に使用するもの）	(略)	(略)	エアゾール（1個の容積が1000立方センチメートル以下のもの）（剥離用、潤滑用、防錆用、殺虫用、エンジン始動用等に使用するもの）	(略)	(略)
医薬品等（船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第53条第1項各号に規定するもの）（他に品名が掲げられているものを除く。）	(略)	(略)	医薬品等（船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第53条第1項各号に規定するもの）（他に品名が掲げられているものを除く。）	(略)	(略)
リチウム電池（装置に組み込まれたものを除く。）	(略)	(略)	リチウム電池（装置に組み込まれたものを除く。）	(略)	(略)
乗剤（有害水バラスト処理設備に使用するもの）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第17条の2第2項第1号の確認（同条第3項に規定する同条第2項第1号の確認に相当する確認を含む。この表において「設備確認」という。）	設備確認又は型式指定の際に確認又は指定された方法により積載すること。	乗剤（有害水バラスト処理設備に使用するもの）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第17条の2第2項第1号の確認（同条第3項に規定する同条第2項第1号の確認に相当する確認を含む。この表において「設備確認」という。）	設備確認又は型式指定の際に確認又は指定された方法により積載すること。

	<p>又は第17条の7 第1項の指定（ この表において 「型式指定」と いう。）の際に 確認又は指定さ れた容器</p>			<p>又は第17条の7 第1項の指定（ この表において 「型式指定」と いう。）の際に 確認又は指定さ れた容器</p>	
<p><u>薬剤（窒素酸化物の放出 量を低減させるための装 置に使用するもの）</u></p>	<p>国土交通大臣が 海洋汚染等及 び海上災害の防 止に関する法律 第19条の4第1 項の本文の規定 により放出量確 認をし、国際大 気汚染防止原動 機証書を交付し た原動機と組合 わされた同法第1 9条の3の窒素酸 化物の放出量を 低減させるため の装置のうち薬 剤を収納してい る容器</p>	<p><u>窒素酸化物の放出量を 低減させるための装置 の検査において、基準 への適合性が確認され た方法により積載する こと。</u></p>			
<p><u>薬剤（硫酸酸化物放出低 減装置に使用するもの）</u></p>	<p>海洋汚染等及び 海上災害の防止 に関する法律第1</p>	<p><u>硫酸酸化物放出低減装 置の検査において、基 準への適合性が確認さ</u></p>			
			<p>(新設)</p>		
			<p>(新設)</p>		

<p>9条の36の検査に おいて、同法律 第19条の21第2 項の規定に基づ く技術上の基準 に適合すると認 められた硫酸 化物放出低減装 置のうち薬剤を 収納している容 器</p>	<p>れた方法により積載す ること。</p>
<p>原子力船の原子炉施設に 係る危険物 (原子炉施設 内にあるものを除く。) (原子力船の原子炉の運 転に必要なもの、当該運 転により生ずるもの及び 原子力船の安全管理に必 要なもの)</p>	<p>(略)</p>
<p>その他の常用危険物</p>	<p>(略)</p>

別記第一 (IBC容器的追加表示) (第二十五条の五関係)

- (1) (略)
- (イ)～(ト) (略)
- (削除)
- (2) (略)

<p>原子力船の原子炉施設に 係る危険物 (原子炉施設 内にあるものを除く。) (原子力船の原子炉の運 転に必要なもの、当該運 転により生ずるもの及び 原子力船の安全管理に必 要なもの)</p>	<p>(略)</p>
<p>その他の常用危険物</p>	<p>(略)</p>

別記第一 (IBC容器的追加表示) (第二十五条の五関係)

- (1) (略)
- (イ)～(ト) (略)
- (イ) 最大許容積重ね荷重 (キログラム) 及び積み重ねた状態を示す図
- (2) (略)

(1)～(ハ) (略)
(削除)

(3) (略)

(4) (略)

(1) (略)
(削除)

第5号の2様式 (第16条の2関係)

窒息注意用表示

図 (変更あり)

注1 「WARNING」の文字は高さ25ミリメートル以上の赤文字又は白文字とすること。

2 下部の白地の*に高さ25ミリメートル以上の黒文字かつアルファベットの大文字で冷却剤として使用する危険物の品名 (保護剤として窒素を使用する場合にあつては、「NITROGEN」) を1行で記入すること。なお、品名に「AS COOLANT」又は「AS CONDITIONER」の文字を追記することができる。

第6号様式 (第25条の4、第25条の4の2、第25条の5及び第25条の6の3関係)

1 小型容器 (病毒をうつしやさい物質を収納するもの及び修理を行ったものを除く。) の表示
(略)

2 病毒をうつしやさい物質を収納する小型容器 (以下「Uマーク付き容器」という。) の表示
(略)

(1)～(ハ) (略)

(ロ) 最大許容積重ね荷重 (キログラム) 及び積み重ねた状態を示す図

(3) (略)

(4) (略)

(1) (略)

(カ) 最大許容積重ね荷重 (キログラム) 及び積み重ねた状態を示す図

第5号の2様式 (第16条の2関係)

冷却剤注意用表示

図 (変更あり)

注1 「WARNING」の文字は高さ25ミリメートル以上の赤文字又は白文字とすること。

2 下部の白地の*に高さ25ミリメートル以上の黒文字かつアルファベットの大文字で冷却剤の品名又は略称を、**に「AS COOLANT」又は「AS CONDITIONER」の文字をそれぞれ1行ずつで記入すること。

第6号様式 (第25条の4、第25条の4の2、第25条の5及び第25条の6の3関係)

(小型容器 (病毒をうつしやさい物質を収納するもの及び修理を行ったものを除く。) の表示)
(略)

(病毒をうつしやさい物質を収納する小型容器 (以下「Uマーク付き容器」という。) の表示)
(略)

3 修理を行った小型容器の表示

(略)

4 大型容器又はIBC容器の表示

(略)

5 フレキシブルバルクコンテナの表示

(略)

備考

1～4 (略)

5 (略)

イ (略)

ロ ドラム (容器記号が1H1又は1H2のものに限る。) 又はジェリカン (容器記号が3H1又は3H2のものに限る。) を用いる小型容器及びドラムスチック製内容器付複合IBC容器 製造年月 (製造年は西暦年の下2桁とし、製造月、製造年の順による表示とする。なお、次の時計型表示を付した場合は、製造年月の表示を省略することができる。))

例 (略)

ハ (略)

6～11 (略)

12 (略)

イ (略)

ロ 表示する文字及び数字は許容質量又は許容容量に応じて次のとおりとする。

Ⓐ 許容質量が30キログラム又は許容容量が30リットルを超える場合にあっては、12ミリメートル以上

Ⓑ 許容質量が30キログラム以下であつて5キログラムを超える場合又は許容容量が30リットル以下であつて5リットルを超える場合

(修理を行った小型容器の表示)

(略)

(大型容器又はIBC容器の表示)

(略)

(フレキシブルバルクコンテナの表示)

(略)

備考

1～4 (略)

5 (略)

イ (略)

ロ ドラム (容器記号が1H1又は1H2のものに限る。) 又はジェリカン (容器記号が3H1又は3H2のものに限る。) を用いる小型容器 製造年月 (ただし、製造年は西暦年の下2桁とし、製造月の順による表示とする。ただし、次の例により表示したときは、表示することを要しない。))

例 (略)

ハ (略)

6～11 (略)

12 (略)

イ (略)

ロ 表示する文字、数字は見やすい大きさとする。ただし、許容質量が30キログラム又は許容容量が30リットルを超える場合には12ミリメートル以上、許容質量が30キログラム以下であつて5キログラムを超える場合又は許容容量が30リットル以下であつて5リットルを超える場合には6ミリメートル以上とする。

合にあつては、6ミリメートル以上

③ 許容質量が5キログラム又は許容容量が5リットル以下の場合にあつては、適当な大きさ

ハ〜〜 (略)

13~15 (略)

16 第25条の4、第25条の4の2又は第25条の5に掲げる要件のうち複数のものに適合する小型容器、大型容器又はIBC容器にあつては、一以上の表示を付すことができる。ただし、複数の表示を付す場合にあつては、隣接させなければならない。

第6号の2様式 (第25条の4の2及び第25条の5関係)
(略)

第6号の3様式 (第25条の4の2及び第25条の5関係)
(略)

ハ〜〜 (略)

13~15 (略)

(新設)

第6号の2様式 (第25条の4の2関係)
(略)

第6号の3様式 (第25条の4の2関係)
(略)

